

第10日目（6月13日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。議会傍聴をありがとうございます。
散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、病院事業管理者から公務のため欠席、清塚議員から家事都合のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。また、私が午後から家事都合のため欠席をいたします。届けを副議長に提出し許可を得ていますので、あわせて報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位13番、議席番号16番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。傍聴の皆さん、本当に早朝からありがとうございます。感謝申し上げます。

当南魚沼市議会は議会改革を行いまして、今議会より所管の委員長でも一般質問ができるようになりました。当たり前のことでありますけれども、議会では「慣例」という言葉がありまして、一般市民では考えられないようなこともあるのも事実でございます。また、議会であるからこそ、この慣例の重さというものもあるわけでございます。その両てんびんを大切にしながら、市民の目線で改革も必要になってくるわけでありまして。感謝をする中で、通告に基づきまして、今回大項目1点であります。

「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

「地域包括ケアシステム」の後押しへの具体策について質問させていただきたいと思っております。この質問に関しましては、本当に介護現場で頑張っておられる関係者皆様に、感謝と敬意を含めて、一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。厚生労働省は介護職員が2025年度時点で、約33万7,000人足りなくなるという推計を、先月の21日に発表いたしました。必要数約244万7,000人に対して、今後、人材確保に取り組みなかった場合の職員数は、約211万人にとどまる。必要な人数に対して、実際に何人が働いているというかを示す充足率は、2020年度で94.2%、2025年度では86.2%に下がるという、そういう数字が出ました。この推計は全国の市町村の介護サービス見込み量に基づきまして算出したそうでありまして。新たに、この2016年時点の職員数は、今、2016年のデータでありますけれども、約190万人で、この団塊世代が全て75歳以上になる、要するに2025年までに、新たに約54万7,000人の人材を確保する必要があるというふうにあるわけでありまして。数字が出ております。

この今こそ、やはりこの制度の縦割りを越えて、医療・介護・福祉の専門人材を、本人を支えつつ、地域住民がお互いに助け合う体制をつくらなければならないわけでありまして。これは大都市も含めてであります。医療、介護、この福祉の制度を、そうしなければ維持できなくなるという、明確にそういう数字が出されました。この2018年、本年は、2年ごとの医

療の診療報酬の改革の年でありました。そして、本年に関しましては、3年ごとの介護報酬、障がい福祉サービス等の報酬等の改正の年であるわけであります。そこで、ますます今年度から介護の保険者である市町村の役割と責任がさらに大きくなっていくわけであります。

この介護保険では、この地域の医療、介護関係者による会議の開催や、関係者の研修などを行う在宅医療連携推進事業など、全ての市町村で実施されることになるわけであります。そして当市においても、今年度より開催されることになっております。しかし、現実はこの4月からきちんと始められる自治体は、正直いって多分、そんなに多くないのが現実だと思っております。地域包括ケアの正念場の年になるといっても過言でないわけであります。優れたヘルパーを育て、そしてキャリアアップを後押しすることは、利用者が満足の高い介護サービスを受けることにつながるわけであります。

団塊世代が全て75歳以上になる、2025年に向けて、ますます不足すると予測される介護人材確保をどう支援していくか、具体的に何が必要か、お伺いさせていただきたいと思っております。1点目であります。第7期介護保険事業計画における、本年度計画と課題についてお伺いいたします。この第7期計画は、今年度が初年度でスタートしました。担当現場では必死で介護現場を守ろうと、推進しようとしているわけであります。全く始まったばかりで大変恐縮でございますけれども、課題等が見えてきている部分があるかと思っております。広いですので、精査した中で結構ですので、お伺いさせていただきたいと思っております。

2点目であります。地域包括ケアシステム推進本部の設置、考え方についてお伺いいたします。医療・介護・福祉現場では、それぞれ制度があって、言葉ではわかっているようだけれども、なかなか連携ができないのも事実であります。であるからして、今こその制度の縦割りを越えた組織づくりが私は必要ではないかというふうに思うわけであります。まちづくりの視点で方針や情報の共有なども進めなければならぬと感じます。首長、もしくは副市長が地域包括ケアシステムの推進本部長となって、推進本部を設置し、部や課を越えた、またお金もかかってくるわけでありますので、そういうことなどを考えていく、これも私は大事だと思っております。お伺いさせていただきたいと思っております。

3点目であります。当市独自の介護福祉士等就学資金貸付の創設についてお伺いいたします。これは将来に向けての介護人材を支援する意味でも、現在では県で新潟県の福祉協議会が窓口になって推進しております。であります。今後の推移をみたときに、市としても私は独自で何らかの支援策をやはり打ち出さなければいけない。介護現場を守る意味でも、先行施策をしてはいかなものかというふうにお伺いするものであります。

4点目であります。生活援助の具体的推進に新たな研修制度の検討についてお伺いさせていただきます。当市は本年より市独自で、介護人材確保支援事業で講習会の費用を全面免除し、実施しております。大いに私は評価したいと思っておりますが、申し込みの現状はご承知のとおりであります。この担当部署からは、秋に向けて再度内容を検討した中で、実施するとも聞いております。市執行部の何としても人材を確保したい、そういう意気込みを感じるわけですが、新たな研修制度の検討についてお伺いさせていただきたいと思ってお

ります。

2018年度診療介護報酬の同時改定によりまして、やはり私は焦点の一つが訪問介護サービスで、掃除や調理などを行う「生活援助」、ここをどうするかということが私は大事な部分になってくるのではないかというふうに思っているわけでありまして。そういう意味で、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後になります。5点目であります。在宅要介護高齢者家族手当の拡充についてお伺ひいたします。この件につきましては、私は何度もこの議場で質問させていただいており、本当に恐縮いたしますけれども、2025年を見据えたときに、今後は在宅をどう手厚く支援していくかが大事であると思ひます。当市は在宅介護手当をいち早く実施させていただいております。家族に対する慰労の意義を込めて実施しているわけでありまして。私は思いやりのある温かい制度だと思っております。しかし、今後を見据えたとき、やはり私はもう少し拡充すべきではないかというふうに市長に見解をお伺ひするものであります。

以上、地域包括ケアシステムの後押しの具体策について、幅広い介護の角度の中でありまして、絞った中で質問をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。それでは、中沢議員のご質問に答えてまいりたいと思ひます。

「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

大変重要なテーマの、地域包括ケアシステムということで、後押しの具体策ということであります。それでは最初の項目からお答えしてまいります。第7期の介護保険事業計画における、本年度計画と課題であります。地域包括ケアシステムの構築、これについてはいうまでもありませんが、医療・介護など、専門職の皆さんの連携のみでなくて、市民の皆さんのボランティアなど、また、さまざまな福祉関係の組織、また主体によりまして取り組みが絶対的に必要であります。しかし、これまで市民の皆さん等への周知活動が我々のほうから十分ではなかったといえるところと思っております。

そこで、今年度におきましては、ウェブサイト上や、またチラシ等によりまして、今、市民の皆様への啓発等を強化することとして取り組ませさせていただいております。市民の皆さん主体の生活支援を推進するため、昨年度からですが、社会福祉協議会に委託をさせていただき、生活支援コーディネーター、こういう制度を配置したところであります。引き続き生活支援コーディネーターの方々やボランティアセンター、これらとの連携を密にさせていただき、活動の充実やさらなる人的資源の把握に努めていきたいと思ひます。

また、さまざまな主体、いろいろな組織とか、そういう皆さんに集まっていただきまして、いわゆる「協議体」、言葉がちょっとかたいのですけれども「協議体」。みんなで協議をする場ですね。その組織を設置させていただいて、情報共有などを図っていきたくて思ひます。この協議体につきましては、年内に組織を立ち上げる方向で今進めておりますのでよ

ろしくお願いします。さらに今年度、予防事業の1つとして、高齢者の皆さんにボランティア活動に関心を持ってもらうように、どうしてもお年寄りがお年寄りを支えるというところは、これなくしては、多分、大きな人口の偏りのある、そういう山は越えていけないというふうに思っております、関心を持ってもらうよう介護支援ボランティア活動に対しまして、ポイントを付与する制度——これはよく中沢議員からここでいろいろなご提言を前からいただいていたわけですが、この制度を10月から開始いたします。この準備を今進めておりますのでよろしくお願いたします。とまることなく、これをどういうふうにまたさらに進化させていくかということが、これからもずっと不断の努力をしなければならない点だと思っております。

在宅医療と介護の連携であります。どうしてもこの部分であります、地域包括ケア連絡協議会、この活動に引き続き取り組ませていただき、在宅医療推進センター、また歯のほうですね、在宅歯科医療連携室、これらとも協力をし、多職種のいろいろな職種に分かれていますので、多職種研修会、また市民フォーラム、これらによって医療・介護専門職の連携をしていく、そういうことを進めていくべく、今進めておりますのでよろしくお願をしたいと思っております。

2つ目の推進本部長を置けという、置いたらどうだという考え方があります。現在、地域包括支援センターが中心となりまして、医療、介護の専門職の皆さん、そして地域のボランティアなどのネットワーク化を進めている。最初の一番目の質問にも符合することですけれども進めています。地域包括ケアシステム推進本部長、この設置というのは今のところは考えてはおりませんが、地域包括ケアシステムの推進のためにはさまざまな主体が集まった話し合いの場がまず必要だと思っております。

幾つかの会議を機能的に連携をさせる中で、これを進めていきたいと思っておりますが、地域包括のケアシステムというのは、言葉は最近の言葉でありますけれども、これからかなり長い長期間、この問題に行政も、そして地域も直面してくるという中では、私としては現在は考えていないというお答えをしましたがけれども、縦ではなくて横の連携というのが、まさしく必要になってくると思っております。誰がつくとかか、そういう問題はここではちょっと答えられませんけれども、私の中では必ずしかるべき時期にこの方向性は取り組まなければいけない問題ではないかと考えているところであります。現時点ではそういう連携の中でのやり方で行っている。当然ですけれども、行政の長は私でありますので、そういうことにも言及、思いをはせながら皆さんと機能的に結びついていくということで、進めさせていただいております。

3つ目の市独自の介護福祉士等への就学資金の貸し付けの創設であります。今、介護現場における人材不足が深刻化をしている。これは当市もそのとおりであります。平成29年5月に介護従事者に関する実態調査というのを、昨年5月に私どもの市は行っています。市内の介護サービス事業所において、今、約130人の介護従事者が不足しているという状況を、正確につかませてもらっています。今年度、昨年の調査結果に基づきまして、実際にどのよう

な資格をもった人材が介護現場で必要であるか。全体像としては 130 人、その中でどういう職種ですかということにつきましても、市内の全部の介護事業者、これは 97 事業者ございますが、調査を行っています。

この中では介護福祉士が 58 人不足しているという状況がわかっております。いろいろな職種がありますが、次にのぼってくるのがよくいわれております福祉施設内、組織における介護職員、これが 45 名不足しています。というデータになっております。我々が想像しているとおりであります。結果もそうであります。この結果を踏まえて、人材の確保、育成に向けた取り組みが必要であると考えますが、この人材不足については当市だけの問題ではなくて、社会全体の問題であります。なので、全国市長会等も含めて、さまざまところでこの問題が話題にのぼらないことはありません。県においても、この介護福祉士、そして社会福祉士就学資金を貸与する制度がありますが、30 名程度で募集を打ち切るなど、十分なものとはとてもいえるものではありません。市内の事業所では、今、外国人の就業者を養成するという取り組みを始めたところも一部出てきています。人材確保については本当に喫緊の課題であるというふうになっております。

南魚沼市としては、就学資金の貸与の制度につきまして、市内の高校生の養成学校への進学状況、また、市内事業所の採用実績や、採用計画、将来にわたる計画とか、こういったものを調査した上で、制度について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

外国人の力を借りるという話が一部出てきたという話をしました。私ども南魚沼市としてもこれに取り組んでいくつもりでおりまして、現在、どういうチャンネルがあるか。一部お話をきちんとしていこうというところを今始めたばかりでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4 番目の新たな研修制度の問題であります。生活援助サービスについては、昨年度から、従来の訪問介護相当のサービスのほか、住民主体のサービスであります、訪問型サービス B、これを開始したところです。訪問型サービス B の従事者には、県主催の担い手養成研修、これらに参加をいただくこととしております。今年度ですが、新潟県シルバー人材センター連合会、ここが主催している研修会が 9 月に予定をされておりました、市独自での研修会の開催は、今年度は計画をしておりません。こちらに、連合会主催のほうに出させていただこうということでもあります。しかしですが、担い手の研修は、これは絶対に必要だというふうに考えておりました、今後、県や今ほど申し上げました県シルバー人材センター連合会、これらの研修実績、また計画等も参考にさせていただきながら、当市としても検討していきたいと考えております。

5 つ目の在宅要介護高齢者の家族手当の拡充の件です。この手当につきましては、平成 26 年度に拡充のための要項改正を行わせてもらいました。新たな判定期間、これは在宅介護判定期間 1 月から 12 月、以前は 4 月から 9 月まででありました。ご存じのとおりであります。前年度より 40 人増えて、177 人でありました。これは平成 26 年度の拡充です。平成 27 年度

から3か年の決定者数を申し上げますと、平均210人程度で、要項改正前と比較すると70人程度の増加となっています。

認定に当たって却下された、却下人数というのがありまして、これは年度によってばらつきがありますが、却下される理由というのは、在宅介護判定期間、連続3か月以上在宅介護が条件になっていまして、この不足によるものとなっています。

南魚沼市ではですが、要介護4以上の要介護認定者を連続3か月以上、在宅介護している家族に一律で今、年額3万円を支給しています。県内の状況を見渡しますと、月額単価での支給、また課税状況による制度をつけるなど、支給の要件というのは、県内いろいろ、さまざまになっています。当市のこれからの拡充の件につきましては、やはり近隣市町村の状況なども参考にさせていただきながら、要介護度やそれから在宅期間などの支給要件、また支給の内容につきまして、これは慎重に検討をしてみたい。検討してみたいですが、慎重にということをやっていきたいと思います。これからどうしても在宅に向かい、そしてこれらの需要が当然急速に増えてくるという中で、どういうことができるのであろうかということも慎重に検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

それでは、1項目から再度、市長の今の答弁をいただいた中で質問をさせていただきたいと思っております。第7期計画の中で、やはり私は予防と在宅というのがキーポイントになるわけでございますけれども、今、市長が言ったように、今すぐはできないけれども、着実に進んでいるという報告もいただきました。また、具体的に月数までもいただいたのも事実であります。その中で、ぜひ、そういう部分を頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

その中で、私もいろいろ今まで——今回はどっちかというところそういう人材確保の部分の角度で介護の質問をさせていただいているわけですが、やはり今までもずっと処遇改善に関しては、市長もご承知のとおり何遍もこの議会で訴えてまいりました。本当に現実に介護の報酬というか、給料は少ないといわれていますけれども、今、本当に年々上がってきております。ですから、ぜひ、多くの市民の皆さん、またこれからの若い方たちも、介護職というのはすごく希望がある場所だというふうに私は思えてなりません。

例えば地域密着型サービス事業所が30ある中で、処遇改善したと前に報告を受けたのは、29あるというふうに聞いております。この平成28年度の一人当たりの月平均で、2万4,302円上がったというふうに聞いております。そして、平成29年度では1万円増加して、そして加算の上限額が3万7,000円相当になったというふうに聞いております。これが15事業所であるというふうに聞いております。着実に一步一步進んでいるのも事実であります。やはりこれから、例えば介護従事を10年したならば、今度は月掛け8万円アップするという、国のこういう制度も打ち出しを開始いたしました。

ですから、私はまだまだ介護の皆さんが、これから介護職員の本当に多くのときに、まだ人材を登用しているし、本当にあなたを必要としているのだということ、多くの皆さんからわかっていただきたい。そういうふうには私は実感するわけでありませう。

その中でちょっと感じたのは、処遇改善が30のうち、例えば地域密着型サービス一つをとって、30のうち15実際上がってきている。だけれども逆にいえば、上げられるところはいいのですけれども、上げていないところがあるわけでありませう。その部分をどう行政としてやっていかれるかという部分、それをどのように考えておられますでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

前段の介護職についての問題。いろいろありますね。本当にそういう施設できちんとみる部分、在宅方向に向けていけということですが、なかなか大変な問題だと思ひます。

1点いうのは、介護を本当に頑張っている若い人たちの声を聞くこともありますが、すばらしい仕事に従事しているという自負心とか、そういう誇りを持ってやっている人もいます。ただ、その入り口のところで、今、介護職を目指さない、非常にそういう部分がきつい、つらい、そういうふうになっているということ、そこを変えていかなければいけない。それは金銭もあるでしょうし、いろいろあると思ひます。

我々自身が、その介護というものを、先ほどいったような雪のあの例のイメージと似たところがあるのですけれども、我々側から大変だ、大変だということが、やはり何かいろいろなことで若い人たちに影響してきているのではないかという思いがいたします。その辺はちょっと置いておきますが、具体的なことになるかと思ひますので、担当の部、課長のほうから答えてもらひます。よろしくお願ひします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

今ほどのお話でございますが、確かに介護現場での処遇改善を実施する場合におきましては、それぞれの研修制度を設けた中で、職場のスキルアップを行うということが条件となっているところもありますので、事業所の人員の確保状況ですとか、力状況によってできるところ、できないところも出てきていることも事実でございます。そのためにも全体的な人材確保、今市長が申し上げましたとおり、全体的な人材確保というのが一番の条件になってくるかと思ひますので、その取り組みは行政として一番実施するべきものと思ひます。

県のほうの予算の中でも、人材確保においてはイメージアップに取り組むという部分に、今、予算の重点化が行われております。例えば、介護の現場のやりがいですとか、魅力というものをDVDを作成した中で、DVD等の媒体を通じてそういったものを若い人に知らせるような活動も行っておりますので、そういったものを通じて市としましても、人材の確保のための取り組みを進めていきたいというふうにお願ひしております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

本当に今、私どもが当初思っていた介護とは大変だということから、本当に国全体が支えて、今、市長をはじめ執行部のトップの皆さんがお話したとおり、本当に全面的に支えていこうという、そういう体制になっております。本当に私は介護人材にどんどん入ってきていただきたい。これからは歳をとっても、例えば介護ロボットのようなものも今一生懸命しようとしております。本当にそういう面でみんな支えていただく。そういうイメージを一つ一つ衣を剥がしていただいて、ぜひ、多くの若者、また中高年の皆さんも再度そういう部分に挑戦していただけるというか、求めていますのでお願いしたいと思っております。その件に関しては結構でございます。

私は今いろいろ第7期計画をしていて、今現在、待機者が実際120人から130人かと思っております。その中で、やはりいろいろ市民の方から相談を受けるのに、以外とびっくりしたのは、例えば介護が必要になったときに、どこに相談したらいいですかという質問があるのです。私は今ずっとこうやって携わっているから、こんなこと考えもつかないのですけれども、現実にはそういう市民の方が――以外と初めてのときは、今になって初めてそういう方が身内にあったときには、そういう方が余りにも多いということなのです。それはびっくりしました、私は。

そうした中で、今、我が市においては、包括ケアの窓口を2名から4名にいたしました。すごいことだと思います。その中でも私は一歩期待したいのは、今、例えば施設をしたときに、施設に入ろうとして平均しますと大体1年半ぐらいかかっている。一概にはいわれません。1年半かかっています。そのときによって、申し込みによって順番がいろいろ違ってくるのも事実であります。私はできないかと思っているのは、待機している人はいつになるかわからないというのが一番不安なのです。途中で、今こういう状況だから、どうなるかわかりませんが、今こういう状況ですよというものの発信はできないのかということ、120名から130名ですから、できなくは私はないと思うのですけれども、そういう、我が市から本当に必死で在宅で介護をやっておられる人たちに、「もうちょっとですよ、頑張りましょうね」というというようなエールは発信できないのかお伺いしたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

まず2点。大きく2点でしょうか。まずは、以外に窓口があるのか、ないのかわからないとか、そういう市民の皆さんの声はあると思うのです。例えば、市長は何をやっているのだということを知らなかったとか、よくいわれるわけです。ただ、説明を、やはり発信が大事だと思います。なので同じことだと思います。Q&A的に今までと同じようなやり方ではなくて、そういう声があるのであれば、我々も気づきがあって、例えばこうなったらここにどうするのですか。クエスチョン、アンサーはこうですというような、そういうような広報ぶりというものこれから考えなければいけないと思いますが、それも含めて。

そして、2番目の途中経過というのですか。今の、現状はこうです、そして見通しが立て

られないというのが皆さんがじれる、そして大変だと思う。そういうことを助長していると思いますので、これができるかどうかについてはちょっと難しいものもあると思っているのですけれども、一応見解を担当部、担当課長のほうから答えさせていただきますのでよろしくお願い致します。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

最初の前段のほうの相談窓口の件でございますけれども、これにつきましては、例えば在宅でお家にいた状況でどんどん状況が悪くなって、そういった必要が出てきたときの相談窓口等について、個人ではなかなかそれが思いあたらない部分については、例えば、今現在もそうですけれども、民生委員さんからみていただく、あるいは地域の行政区長さんのほうから、そういったのを気づいていただく、そういった地域全体の見守りというものの、そのネットワークづくりというのが必要になってくるものと思っていますし、実際そういった動きをしていただいているかと思っています。

あと、例えば医療現場の中でそういった、この方はそのまま退院された後、在宅にいくと、介護が当然必要になるのかなというところについては、医療現場から私どものほうに話があり、そこで相談がまた広がっていくというふうな状況があるかと思っています。先ほど話があった地域包括ケアシステム、そのネットワーク、その個々の団体がつながっていく、そのシステムづくりをこれから進めていく中で、相談窓口も知らない人も自然と相談窓口につながっていくような流れをつくっていきたいというふうに考えております。

あと、待機者の状況につきましては、それぞれの事業所ごとに、施設、特養ですとか、そういった事業所に対して申し込み等を行っている状況がありますので、その事業所の判定会議の中で、次はどなたになりますというような進め方が主でございます。そういった中で幾つもの施設を申し込んでいるという方もいらっしゃいますので、その方がどの状況になっているとか、そういったところについては、なかなか今現在の状況を個々の方にお知らせするというのは難しい状況にあるかと思っています。その都度、その都度状況が変わりますので、ちょっとそこは難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

確かに2点目のほうですけれども、状況が多分、1か所でなくて多いところに申し込んでおられる方が多いかと思っています。やはり、ケアマネさんの動きというものがすごく大事になると思います。一番身近で支えてもらっているケアマネさんが、その介護者の家族に関しても、手厚く、一生懸命そうしていただければ、すごくそれが励みになり、安心になり、またそういう部分につながってくるかと思っています。そういう部分を、いろいろ会議があると思いますので、ぜひ、一歩でも前に進めていただければ、これはみんな誰でもが大変だと思っているのです。自分だけ早くと思っても、みんな状況がわかりますから、みんな大変だと思っているのです。そんな無理なことばかりは言えないのです。そのときの状況によっ

て全部違うわけですから、言われぬのもわかります。ですけれども、こういう状況ですよという、そういうケアマネさんの動き等も、ぜひ今後、されていると思いますけれども、さらにそういう部分もちょっとお願いしていただければ、また一番の大変な部分は心の不安定な部分なのです。心なのです、一番の部分はやっぱり。そこをどう私たちがケアしていくかとかが私は大事かと思っておりますので、その点をお願いしたいと思っております。

ちょっと全然角度が違って申しわけないのですけれども、7期計画の中で、ちょっと角度が違う中でこんな話、質問をして申しわけないのですけれども。私は昨日のほかの方の一般質問で、CCRCという部分がありました。そのときに、サービスつき高齢者住宅の件が出てまいりました。私はあれっと思いました。今まで私は管轄の委員会ですとこの部分もありましたし、CCRCをずっと私どもは注視してまいりました。だけれども、CCRCはサービスつき介護住宅は関係ありませんと、私はそういうふうに最初はそういうふうに思っておりました。どこからそのように変わったのでしょうか。

申しわけないのですけれども、第7期計画のこの計画を見ている、そんなものはどこにも出てきておりません。はっきりいって。これは3年間だけですから、一概にはいえませんが、この分厚い中のどこにもそういうサービスつき住宅の計画の云々が出てきておりません。大丈夫なのでしょうか。担当部署はどのように把握しているのでしょうか、お聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

多分、きのうのやりとりの中で出てきた話だと思っております。そこでもちょっと説明しましたが、経緯については、岡村議員からの質問にお答えした中ですが、多分、そのときの説明をお聞きになっていると思っておりますが、詳細につきましては、じゃあ担当の部長のほうに答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

今ほどのCCRCでの中のサービスつき、いわゆるサ高住というお話でございますが、今ほど市長が申し上げましたように、岡村議員さんの質問の中でお答えしましたように、CCRCの今までの枠組みとは違って、その部分につきましては地元の関係者をはじめとする皆さんから申し出があったといいますか、そういうことを考えているので、その枠組みの中でできないかというようなご相談があったという案件でございます。おっしゃいますように、市全体の施策としての連携の部分で、少し不足の部分があったかなというのは反省はしておりますが、まだ緒についたばかりで、具体的な部分についてもなかなか私どもが申し上げられる部分もございません。今後、よく横の連携をとりながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

今の答弁をお聞きしますと、福祉部は把握していないような状況。どこまで把握しているかわかりませんが、何かそういうような横の連携部分で、そういうふうにならしているのですか。ちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

計画と別に話が出てきたということなので、そこら辺はちょっとご理解をいただきたいと思いますが、みなしていいかどうかについては答えられますので、福祉保健部長のほうに答弁させます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

市の7期計画全体の計画の中で、CCRCという言葉が出て、サービスつき高齢者住宅という言葉は出てきておりませんが、ただ、市全体、その7期計画の中では、高齢者の方が市街地、生活がしやすいところに住居を移して、そこでサービスを受けながら住まいを行うというコンパクトビレッジ、住まいと住まい方の検討という中で、そういった項目を設けております。

その中で、整備の仕方はどういう形をとるのかはあれですけれども、サービスつき高齢者住宅というのは、介護保険を介しての事業とはなっておりませんので、そういった中で有効に使える部分であるというふうに考えておりますし、この計画の策定中におきましても、CCRCの担当部署のほうからも相談を受けている部分でございます。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

このサービスつき高齢者住宅というのは、おっしゃるとおり国交省の管轄であります、これは。厚労省ではありません。ですから、私が今言ったように、これは介護保険の部分とは違いますと言いましたけれども、じゃあ、今、介護保険の事業、例えば介護給付を受ける場合、その負担はどこの自治体が出すことになっていきますか。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

これは担当の部課長に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

サービスつき高齢者住宅に居住していただきまして、そこで介護の認定をとって介護のサービスを受けるということになれば、南魚沼市の介護保険のほうでの対応になります。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

ですから、市民はすごく心配しているのです。今までサービスつき高齢者住宅というのは、

今まで住んでいた自治体が補填してくれるというふうになっていたのです。例えば東京の方が南魚沼市に住むのだったら、東京に住んでいた自治体の方が、こっちに補填してくれる。だから、サービスつき住宅をここでつくってもいいですよという、そういう部分で私たちは思っていたのです。

だけれども今、サービスつき高齢者住宅がどんどん、どんどん増えてきて、介護給付費がどんどん、どんどん増えてきて、国は大ごとだというふうになってきたのです。そして、それを今度は、国とその地元、もとじゃなくてこっちも払わなきゃいけないようになってくるのです。そこを一番私は心配しているのです。こういう計画にもないのに、どんどん出てきている。本当に今、例えば平成28年は介護給付費が28億円でしたですよ、保険の予算が。今年度予算は64億円ですよ。どんどん、どんどん上がっているのですよ。市民が一番心配しているところなのです、ここが。

そのところを私は云々じゃなくして、きちっと精査をした中で進めていっていただかなければいけない。みんなして守らなければいけないのも事実でありますけれども。その点を私はすごく心配しているわけでありまして。これ以上は言いません、ちょっとこれはあれですから。ですから、私は2点目の地域包括ケアシステムの推進本部長をつくったらどうですかという提言もしているのです、こういう意味も含めて全部、医療も介護も福祉も含めた中で。いつも言っているように、じゃあ誰が推進していくのですか、ということなのです。

なかなか部を越えた横の連絡というのは、予算をつけるときにいろいろ難しいのです。わかりますよね。だから、やっぱり推進本部長というものがきちんと、例えば市長だったら市長、副市長だったら副市長というふうにきちっと決めて、それをきちっとコントロールしていく、リーダーシップをとっていかなければいけない。そういうところがないと、個々で云々というのはしていったら、包括ケアシステムはできないのです。その点、もう一度お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

先ほど答弁したとおりなのですけれども、必要になればやはり検討したいということをお話しておりますので、その辺で理解していただかないと、これ以上の答弁はできません。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

大変失礼いたしました。1番の部分でしっかり、確かに市長は言ってくれました。ですから私はそこをぜひ期待して、これから大きな部分で、ケアを全体にしていかなければいけないという部分で、私はぜひそういう制度を設けて、推進本部を設けていただいた中で、進めていただければ、各部もやりやすくなっていくのではないかと私は思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

3点目に移らせていただきます。この市独自の介護福祉士等の就学の貸付金の創設の件であります。これについても、市長からも発展的答弁をいただきましたので、私はありがたい

と思っております。先ほど市長が言ったように、私も調べてみました。今年度 30 人の枠で、私はいっぱいいるかと思ったら、何と 13 人で終わったそうです、13 人で。だから枠が余っているのです。考えられなかったです。ですけれども、先ほど市長が言ったように、来年から外国人がどんどん入ってくるのです。これは今、問い合わせをしてみたら、もう、うちの施設で外国人をこれだけしますから、お願いしますとそういうのが殺到しているというのです。

そうなった場合に、我が市だけでも 132 人足りないのですよ、計画に基づけば。そうしたときにどう考えても具体的前進ができないのですよ。やはり私は先ほど市長が言ったように、市独自で何かの形、看護師さんだっすごいことをされましたよね。

市民病院でもやっている、県でもやっている、そして市でも始めました。月 15 万円ですよ。すごいことだと思います。今、看護師さんが 30 名、市で足りないわけでありましてけれども、そこで必死になってやっている。そういう部分を、ぜひわかっていたきたいし、介護の世界もそうであります。本当に私はこれからを見据えたときに、この点をぜひ進めていくということですので、その力強い部分を私は信じて、ここは終わりたいと思っております。

次に移らせていただきたいと思っております。4 点目であります。生活援助の具体的推進について、新たな研修制度ということで答弁をいただきました。今、人生 100 年という時代を見据えた社会保障のあり方というものも考えていかなければいけない、議論をしていかなければいけない、そういうときにきているわけでありまして。介護費用が急増する、この 2025 年に向かって、介護サービスを安定的に提供できる環境の整備というものが本当に大事になってくるわけでありまして。

その中で、私は、ですから今、我が市も始めたわけでありましてけれども、やはり介護には身体的介護と要するに生活援助とこの 2 つに大きく分けて——分けて 2 つなのですよね、おわかりのとおり。やはり重度の人たちは福祉士さんとそういう介護をきちっとやっていただく、そして昨年からの要支援とか、支援 1、2 のそういう人たちをはじめとした生活援助、調べたらこういう人が全体介護の 75% を占めているのです。だからそのところは、やはり別の制度をつくって、市独自でつくって、そういう人材確保、そしてサービスのアップをする、そういう安心して受けられる制度を、私はいち早く進めていっていただきたいというふうに思っております。

高齢者の元気な方もいっぱいいます。シルバーさんも去年 5 名の方が受けられました。お年寄りには本当に地域に貢献したいという人がいっぱいいます。ぜひ、もっともっとアピールして、その人たちの力を借りようではありませんか。もう一度、力強いそれに関してのご決意を含めた中で、ご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押し of 具体策について

直接の答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、熱意といいますか、こういうふうにするべきじゃないかと思っているところを 2 点。ある方から、私も自分の母親は私の祖母を

長い期間みました。大変だということは実感していました。家族の支えも必要です。この中で、先ほど前段に中沢議員からお話があったような、最後は心のやはり問題だと思います。介護鬱というものもあります。最悪の場合、それを苦にして自殺される方もいらっしゃる。そういうことにもなるわけで、これを支えるのはお年寄りの力というふうなそれも非常に大事なのですけれど、同じ境遇の方の支えというのが大事だと思います。

今、各家庭に入り込んで、在宅、在宅とやっていくと、それをケアしていくいろいろなシステムをつくるのはわかるのですけれども、それだけではなくて介護度の低い、低いといいますが、そういう方々も含めて同じ境遇の皆さんが、それぞれの地域で一緒に見合うというか、たまには休みをきちんとつくるとか、そういうことが、何がしかの制度を考え出していくとできるのではないかと。そういう提案をしてくれた、実は私の知人がいます。

そういうこともすばらしいと思います。それぞれが、今、空き家もできていたり、そういうことがもうちょっとこう地べたといいますが、各小さい町の単位、集落の単位であれば、毎日毎日それに立ち向かわなくてもいい、休みがきちんととれる、そして自分の用も足りる、時には旅行も行ってこられるとか、そういうことがある。ちゃんとした制度のほかにそういうこともあると、今、議員がお話しされた中身にちょっと触れてくる部分があるのではないかと。

そしてもう一つは、例えば新たな方法として、足の問題も出てきます。これからお年寄りの問題を含めて、居場所の問題、そして多分一人でご飯を食べている孤独食の問題も出てきます。食ですね、食べるほう。そういうお一人になってくる方も増えてくる、そういう中で、居場所というのが必ず必要になってくる中で、そこを支え合うのが先ほど言った、元気なお年寄りが少し元気でない方を手伝っていくとか、そこにやはりポイント制が出てきたりとか。ボランティアといってもなかなか難しいのですけれども、そういうことをやっていけばいいのではないかと、私は熱意まで、そこまでのレベルに精査していませんけれども、そういうことを目指すべき方向ではないかと思えます。国の制度とか、県の制度とか、そういうことだけでない我々の考え方もこれから加えていくべきではないかと思えます。

○議 長 中沢議員に申し上げます。質問の総時間が50分を越えております。残り7分ほどですので、よろしく願いいたします。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

市長ありがとうございました。本当に市長の心温まる、ほっとするような答弁をいただきました。ありがとうございます。介護ニーズの調査を、市が出していただいたあれを見させていただきました。その中で、将来介護が重くなった場合、どのように過ごされますかという調査の中で、本当は自宅で過ごしたいと思っているが、家族には負担をかけたくないというのが、やはり多いのです。そして、できれば自宅で過ごしたい。そういうことをしながらいきたい。本当にこういう思いというのが、まさにこの言葉に代表されるように、南魚沼市の高齢者の方の思いが多いと思えます。この72.4%の方が、やはり自宅でできたらというの

が、本音であります。でも現実はなかなかできないのも事実であります。ですから、将来に向けて、ここの部分を我々行政がどう少しでも——少しでもというのが私は福祉の大事さかなというふうに思います。ぜひ、その部分を一つ、一緒にやっていきたいというふうに思っております。

その中で家族手当の件であります。本当に今、なかなかいわれないというのも重々承知をしております。私はこれは本当は国策でやっていかなければいけないと思っているのです。今、私は個人的に国に要望を出しております。やはりこういう部分も国は介護という部分で考えていかなければいけないのではないですか。在宅がいろいろしている中で、何らかの形で、一生懸命在宅で頑張っている方たちに何かの——その後、相互援助という形とちょっと違ってきますけれども、やはりそういう温かな制度というものも、少しでも国が考えるぐらいの部分もあってしかりではないかというふうに私は思っております。

こんなこと、お金だけではないから一概に言われなくても、在宅で介護を受けていられる方は、大体月8万円ぐらいです。施設に行かれていますの方は大体月33万円、自治体が今、一生懸命補填しております。お金だけのことを言っているのではないのです。その部分をやはり何らかの形でできないか。これが少しでもという、本当に温かい私たちのエールではないのかというふうに私は思いますが、その点市長、もう一度ご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

中沢議員のお話は本当に胸に入ってくるといいますか、気持ちが入ってくところがありまして、私も本当にそういうふうに思いますが、市長という立場からはやはり国に物を申す立場を与えていただいているところもあると思っております。私一人ではなくて、この問題は全国津々浦々の約800人の、そして町村長まで入れればもっと1,500とか、そういう数になるわけですが、この皆さん全てが感じていることだと思っております。これらをどうやって届けていくか。

そしてもう一つは少子化の問題も、最後は行きつくところはここですよ。誰かに面倒をみてもらわなければ最後、人生を全うすることはできません。自分だけでいいわけではありません。このことを子供たちの時代、教育も含めて全ての面でやっていかないと、この大きな問題というのは将来にわたって解決できない問題じゃないかと思っております。そういうことも含めて、行政運営をやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 「地域包括ケアシステム」後押しの具体策について

市長の所信表明を見せていただいたときに、在宅で生活している要支援、要介護高齢者の多様なニーズに対応し、介護サービス利用者に満足いただけるよう、サービスの充実を図ってまいりますという文言がございました。本当に私は重い言葉だと思っております。それが率直な市長の気持ちだと思っております。私は福祉というのは、目の前の困っている、この目

の前で困っている一人のために何ができるか。これは私は福祉の原点だと思っています。ぜひ、一歩でも前進し、みんな住んでよかった、大好きな南魚沼になりたいと思っています。大変ありがとうございました。以上であります。

○議 長 以上で中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

南魚沼市の教育連携について

近年、地方創生が叫ばれる中、我が市でもまちづくり、観光の2分野で地方創生加速化、及び推進交付金をもって、地方創生の理念に基づいて事業を展開しております。何を進めるにしても人が足りない、人材が足りないという状況を打破するためには、本来、人材育成に力を入れなければ、物事は前に進まないという感覚を覚えます。どなたが言い出したのかわかりませんが、私は「人づくり」という言葉に違和感を感じております。人材はつくるものではなく育てる、それが本来の言い回しでしょう。言葉のあやではありますが、もし、人をつくるのであれば、人造人間やロボットで代用する社会を目指すほうがよっぽど早い気がいたします。

さまざまな技術が発達し、気がつけばAIが身近にあったりすることは、10年前の私は想像をしていませんでした。一方で、10年先、20年先を見据えると、今よりも何倍も技術は発達し、気がつけば身の回りにロボットがいるかもしれません。もしかしたら本当に未来の世界の猫型ロボット、ドラえもんが隣にいる社会がくるかもしれません。しかしながら、どんな未来にも人口が減っているとはいえ、人は存在し、営みは続くものです。その10年先を見据えて、地方都市の未来を想像すると、市長が掲げる「若者が帰ってこられるまち」、その魅力は何か。人材を育成できる社会構造の構築、それが最も重要な解決課題であると感じています。

そこで、以下のとおり、教育問題について質問をいたします。(1) 幼稚園・保育園と小学校の連携はいかに。(2) 小学校と中学校の連携はいかに。(3) 中学校と高校の連携はいかに。(4) 生涯学習の計画と実行状況はいかに。(5) 地方創生分野における教育分野の地域再生計画の策定の可能性はいかに。演壇からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 南魚沼市の教育連携について

永井議員のご質問であります。自分が答えられるところはあるかと思ってお聞きしていたのですが、必要があればまた答えたいと思いますが、全般にわたって教育分野でありますので、教育長のほうから答弁をしてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

それでは、永井議員の一般質問、南魚沼市の教育連携等についてお答えします。ご指摘の

ように教育の重要性、さらにその連携の重要性については、同感しておるところでございます。南魚沼市としては、教育基本計画策定の経過の中で、その辺の重要性、連携について検討してきましたもので、まず先、その部分を説明させていただきます。平成23年4月に「教育基本計画 笑顔あふれる教育プラン」を策定し、前期5年間が終わる節目に全面的な見直しを行いました。平成28年4月に「後期教育基本計画 笑顔あふれる教育プラン2」を作成しました。

教育を生涯を通して、重要であるという捉え方からして、義務教育期の学校教育に関してだけの限定ではなく、義務教育期の土台となる幼児教育、園、学校外で行われる社会教育、市民全体にかかわる生涯学習を含めた広範囲の教育として捉え直したのが、今回の後期基本計画の大きなポイントでございます。さらに今年度から、次期教育基本計画、平成33年度から10年間の計画について、「学びの郷南魚沼プラン」として、今年度から作成に着手させていただきます。

それでは具体的なお質問についてお答えします。1点目、幼稚園・保育園と学校の連携はいかにと、2点目、小学校と中学校の連携はいかにについて、まとめて答弁させていただきます。具体的な幼保・小中の連携の状況については、数多くの連携を行っておりますが、今回はその代表的なものについてご説明させていただきます。まず、塩沢地域では、幼保小中連携協議会を立ち上げて8年目になります。年度初めの会議に全ての学校の校長、全ての保育園、こども園の園長が集まり、意見交換を行っております。その2回目からの会議では、生活指導主任や研究主任等が集まって、「いじめ・不登校」や「学力向上」等をテーマに幼保・小中の現状を共有し、連携強化を図っております。他の地域、大和、六日町の地域でも同様の取り組みを行っております。

次に小中の連携についてご説明します。全国学力学習状況調査、それとNRT調査、新潟県で実施しているウェブ配信による学習調査の結果を全校の教師が持ち寄って、合同の研修会、学力向上にかかる情報交換会を毎年継続して実施し、他校の取り組みを参考に、次年度に参考にして取り組んでおります。

それでは、次に3点目であります。中学校と高校の連携はいかに、についてご説明します。小中高校の連携を図るため、特に中学校と高校の連携を図るために、平成26年度から、教育関係者の情報交換会を4年連続で開催してまいりました。市内4高校の校長、自治体の教育長が県の高等学校教育課の校長を集めるのは、越権行為というふうにいわれていますが、あえて私のほうでは参加していただいております。

その校長と進路相談担当者を招き、市内の全中学校の校長、小学校の代表校長、そして教育委員、それから教育委員会の指導主事等がお互いに問題点や課題を話し合って、継続して会議を行っております。この会を起点として、問題が発生したときも、気軽に相談できる関係性が築かれているものと感じております。その他、これまで継続開催されているものが、中高の校長会があります。学力形成や生徒指導等にかかわる情報交換を毎年春と秋、年2回実施しております。

また、昨年度と今年度、国語の授業公開を開催しております。昨年度は塩沢中学校の国語の授業を高校の国語の教員が見るという対応。今年度は11月に六日町高校の国語の授業を市内4校の中学校の国語の教員が見に行くという計画になっております。今後はその他の教科、例えば数学、英語等でも実施してまいりたいというふうに考えております。

それでは、4点目であります。生涯学習の計画と実行状況はいかにについてお答えします。平成28年度に策定された、先ほども説明させていただいた後期教育基本計画の中で定められた「学びの郷南魚沼プラン」を基本に推進していこうというふうに考えております。計画を実施に移すために、検討委員会を立ち上げて、今まで2年間、このグランドデザインや実施計画の検討を行ってまいりました。今年度から社会教育委員の皆さんから、計画の趣旨に沿った生涯学習事業の企画や運営、その効果の検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

生涯学習の特集号「まなびい」の中で、「学びの郷南魚沼」を紹介し、市民や団体、企業等の皆様に新たな企画や要望を募集いたしました。その結果、中央公民館での新規講座の開設につながっております。今後は地域の自然や産業などを題材とした「ふるさとハイキング」、それから市内の名水を探訪する親子体験事業、そして、県の講師派遣事業や新潟連携公開講座を活用した県内、または国内の大学教授等を招いての公開講座を予定しております。

それでは、最後に5点目であります。地方創生分野における教育分野の地域再生計画の策定の可能性についてご説明します。総合戦略では基本施策として、南魚沼らしい教育環境の充実を掲げておりますので、関連づけた計画であれば策定が可能と考えております。活用可能となる地方創生推進交付金には6つの視点があります。

1点目は自主性、2点目は官民協働、3点目は地域間連携、4点目は政策間連携、5点目は事業推進主体の形成、6点目は地方創生人材の育成、これらの視点から、効果の発揮が期待される事業である必要が条件としてあります。

この交付金はソフト事業を主体としておりますので、従来の義務教育の範囲でできることは地方創生とは別に、既に国から財源が投入されておりますので、交付金の対象とは残念ながらなりません。そのため、生涯学習や文化活動、また移住・定住促進などの政策と連携させた取り組みが必要であると考えております。既に認定されております地域再生計画「住まう喜びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクトには、生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項が盛り込まれておりますので、それらの充実を図っていくという方法も考えられます。

いずれにしても、教育部のみではなく、複数の部署にまたがる連携が必要であります。それぞれの部署が主体性をもち連携をし、庁内全体で今後検討してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

それでは、一問一答なので、細かくとまではいきませんが、幾つか確認させていた

できます。まず、1番から順に追っていきませんが、今の説明ですと、塩沢、六日町、大和で、ある程度地域を分けて幼保と小学校の連携を始めていると。それに関しては今の答弁を聞いて安心したのです。今後、子供たちの発育とか教育環境の充実ということを考えていくと、今以上に連携を強化していかなければいけない部分が出てくると思うのです。理由は、所管が福祉保健部、保育園だったら福祉保健部、小学校からは教育部局になっていくというところで、行政では同じようなくくりの中でいけると思うのですけれども、先生方の働き方が恐らく違うと思うのです。その違う働き方の中でどうしたらより、子供たちの連携というよりも、子供たちがいかに保育園から小学校の教育課程に移行できるかということを見ると、先生方の働き方の中でいかに二種が共有する時間を増やしていけるかだと思いのです。その増やし方について何か検討する課題をもう既に持ち合わせているとか、今のところそこは問題ないとか、そのあたりのお話をお聞かせください。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の教育連携について

ご指摘のように、その部分については大きな課題であります。なぜかと言いますと、ご存じのように、幼児部門も学校教育部門も教師の多忙化ということがうたわれておりますが、先に桑原議員のときに説明した、うちとしてはインクルーシブ推進室を設置しております。10年近い歴史の中で、多分、今ごろご指摘の福祉保健部と教育部の連携についてはかなりの部分で連携しておりますから、相乗りということで、それぞれの部分の大変さを確認しながら、なおかつ教育委員会としては小学校の先生に学区の保育園、こども園には必ず顔を出し、情報のあがった子供については、情報だけではなくその子を実際に見ていただきたいという話をしております。かなりこれが進んでおります。ただ、まだまだ足りない部分がありますから、今後とも連携、それから足を運ぶ関係を頻繁につくってまいりたいというふうに考えております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

わかりました。今のような方法をとってもらえれば、安心して子供たちも移行できるのかというふうに感じたところなのですけれども、小学校の入学式とかに参加をさせたらうと、やはり小学校1年生の子供たちはある日をまたいで突然小学生になってしまうわけです。今まで幼稚園生だった子供たちが、突然ランドセルを背負って、「はい、あなたきょうから小学生なんだから頑張らなきゃね」みたいなことを言われても、たった1日で意識を変えたりするのは難しいと思うのです。

保育園にしてみれば、登園時間というのはある程度大きい範囲の中では決まっているけれども、小学校のようにチャイムが鳴って授業が開始というわけではないと思うので、そのあたりの慣らしも含めて、教員同士の——教員というのは保育士も含めてですね——連携がこれから本当に重要になってくるのではないかというふうに思っているのです。私がすごく気にしているのは、単純に子供たちがスムーズに移行できるかというところがやはり気になっ

ているのです。そのあたりにほかの地域に比べて何か問題があるとかという報告がなければ安心なのですが、そのあたりの報告は上がっていますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

全然上がっていないわけではありませんが、やはりその部分が課題であります。具体的に説明しますと、保育園、こども園の教師は市の職員であります。学校の教師は県職であります。3年に1回から5年に一度でチェンジするわけです。だから、私としては学校に、特に学校から保育園へということのみでいただいているのですが、ふたを開けると異動でいなくなるという場合がありますから、私としては校長のほうへ、そういう異動にも備えられるような教員を把握しながら、幼児期、幼稚園、こども園から来る子供たちを受け入れてくださいというふうに言っております。引き続きこの部分については強くお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

今の答弁を聞いて安心しました。私、実体験から言ってしまうと、私は結構変な学校に――変なという意味は変わった学校にいていたので、教員の異動というのがほぼほぼなかったのです。私の父親の担任と私の担任が一緒に、私の担任と叔父の担任が一緒にというような、そういう学校で育ったのですけれども、そういういい部分もあれば、悪い部分もあるというふうに思っていて、教員の異動というのは市である程度コントロールできるものなのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

結論から言いますと、かなり難しいことであります。人事権は県の県の教育委員会にあります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

今の答弁の中でも、その連携の難しさであったり、いろいろなことがまたがっているというのが今の日本の教育問題なのだというのを感じました。引き続き1番に関しては連携を強化してもらえればというふうに思っています。

次に2番の小学校と中学校の連携。連携、連携という話で続いてしまうのですが、2番に関しては、私は最近登下校している子供たちを見てみると、本当に体が大きいなというふうに思っているのです。小学校6年生、中学校3年生という制度が導入されたのが、昭和20年代前半ということ調べたらわかったのですけれども、現在の子供たちの平均身長とかと比べると、やはり2学年分ぐらい体が大きくなっているという状況らしいのです。体が大きくなっていけば、当然精神もそれに追従していくというのが、人間も含めた生物だとは思いますが、その体の発育が二、三年早まっているということを含めて考えていく

と、小学校、中学校の一貫教育化であったりとか連携の強化というのは、今後ますます考えていかなければいけない。いわゆる中1ギャップなんていう言葉があるぐらい、小学校のときには算数と呼ばれていたものが、中学校になったらいきなり数学になって、3.14がいきなりπになってしまったり、突然XだYだという話が出てきちゃって、そのギャップを感じると思うのですけれども、中学校と小学校の連携の状況をもう少し詳しく教えてください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

今ほど永井議員の話に出ましたように、算数から数学へ移るということで代表的な説明をさせていただくと、先ほど中学校と高校で先生方が授業を見合うという関係は、中学校、高校よりも南魚沼市では小学校と中学校では頻繁に行っております。大切なことだというふうに思っております。

ただ、今県内、特に三条で始めた一貫校というのに比べると、やはりその一貫性は足りないとか、心配な部分であります。今後、他自治体の動きをみながら、一貫校にしなくてもそういうような連携だとか、一環的な教育ができるのかを今後さらに詰めて検討してまいりたい。よその行政のやり方をみていきたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

今ほどの答弁でもあったように、ほかの自治体との比較というのは今後重要な課題なのかなというふうに思うのですけれども、日本一元的に言えることは、小学校は学級担任制でやっているところに対して、中学校では教科担任制に変わってきていると。義務教育から外れますけれども、高校も当然教科担任制で、大学も教科担任制でやっているわけで、教育というものを全体で見ると、教科担任制でやっている時間は圧倒的に長いわけです。私は本当に小学校は、小学校なのに教科担任制だったのです。担任の先生はいるのだけれども、教科担任制でやっていたので、全然違和感ないとは言いませんけれども、違和感なく移行できたと思うのです。教科担任制と学級担任制のメリット、デメリットは当然あるわけで、そのメリットが上回っているというふうに判断しているから、小学校は学級担任制をとっているというふうに思うのです。今後、南魚沼らしい教育であるとか、今後教育水準を上げていくということを視野に入れていった場合に、中1ギャップを減らすためには教科担任制をある程度早くから導入してもいいのではないかとかという考えはございますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

その辺について、まず年齢の教育的な対応からすると、やはり小学校のときは教科ではなくて、担任が全てを教えるというのは理にかなっているというふうに思っております。ただ、教育現場、教育体制も変化しておりますので、今ほどの指摘の教科担任制というのをどこの範囲から入れ込むのか、まるっきりチェンジするのかについても一長一短ありますので、検討しながらいきたいと思っております。

ただ、よその一貫校のやり方をみますと、やはりそこが一番のネックであります。教師になる皆さんは、小学校専門というか小学校の教師として採用される方と、中学校の教師として採用される方と違いがありますもので、その辺をどううまく今後、その先生方を異動させながら使っていくかというのが今後の問題でありますから、南魚沼市の教育委員会だけではなく、新潟県の教育委員会、それから文科省の考え方も含めて、今後流れに沿って検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

わかりました。なかなか壁は高いのかもしれないですし、厚いかもしれないですけども、今後本当に10年という単位、20年という単位で、子育ての教育のことを考えていくと、さまざまな変化があると思います。恐らく今よりも体の発育はよくなっていくのではないかとともに思いますし、それにどう対応していくかというのが、これからとても重要な課題なのではないかというふうに感じました。

それでは3番に移っていきます。3番は完全に義務教育と義務教育外というところのお話になってしまいます。それがゆえになかなか連携をとるのは難しいというふうに感じてはいるのですが、中学校から高校って当然、今までは市内に住んでいるから市内の小中学校というところから、市外のところに通っていき、市外のさまざまな友達ができたりとかするような機会だとは思っています。当然ここには受験というものが出てくるので、それに対する進路指導という話が先ほど上がりました。進路指導も含めて、今後南魚沼は数年前にあったような、高校に行きあふれてしまうということがないような進路指導もしていただきたいのですけれども、そのあたりの連携はその後何か大きく変わったことがありますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

何年か前のあふれてしまったこと以来、教育長として、高校入試選抜方法の説明会が毎年あります。そのときに教育長名で、全部のお子さんの家庭に、家庭での対応、本人が生涯にとって大事な時期を大切に過ごしてくださいという案内文を、教育長の思いということを書きながら配布しております。14日、あす、その会議がありますから、私は出席したいというふうに思っています。

その中で、今一番問題になっている、問題というか課題になっているのは、2020年、私たちの大切に育てた中学生が、今、高校の1年生、この子たちが大学受験をするときに大きく大学受験の内容が変わります。センター方式がなくなり、どういう方向でいくのかまだ方向も出ていない時点でありますので、私はその辺のことを、あす、高等学校教育課に聞いてみたいというふうに思っております。高校のその辺の対応がいかんということについて聞いてまいりたいと思っています。

今の情報によりますと、センター試験ではなかった記述式問題の導入と、英語については4技能、読む、聞く、話す、書くの評価をする民間の資格、検定試験を活用しますというこ

とはうたわれています。これが本当に具体的にやるのかどうかについても心配なところがあります。それから、新しい大学入試共通テストは、知識、技能だけではなく、大学入試段階で求められる思考力、判断力、表現力を中心に評価する問題が多くなるということで、問題としては難易度が高くなるのではないかとということが予想されております。この辺も高等学校教育課と一緒にやりながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

今1、2、3番とずっと議論をしていると、子供たちというのは本当にいろいろなところに分岐点があって、その分岐点ごとにその先の人生がある程度決まってしまうという、良くも悪くも、自分たちもそれをくぐり抜けてきていますけれども、何かやはり小さい子供たちから始まって高校生ぐらいまで、本当にいろいろな選択の連続なんだということを痛感するのですけれども、中学校から高校に入って大きく変わるだろうと思うのは、理系、文系というふうに分かれる部分だと思うのです。中学校の学習の中では、そこまで大きく分かれるわけでもないですし、高校になると突然今度は理科が生物、科学、物理というふうに分かれてきて、細分化されていく。数学もいわゆる幾何学と普通の数学に分かれていたりとか。

何か本当に日本の教育って一貫性があるようなないような、難しいところだなというふうな感じがしますけれども、中学校から高校に入っていくその進路指導の中で、最終的な高校以上の将来を見据える。本当に難しいと思います。中学生のころになりたかった仕事と、高校になってなりたいたいと思う仕事というのは全然違うでしょうけれども、中学の段階である程度、先のことも進路指導ってされているのですか。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の教育連携について

時間を多くとってやっているわけではありませんが、高等機関と市内の高校、それから県内の大学へ各中学校が出向いて、キャリア教育ということで、自分が何に合っているかということを含めて、出向いて勉強する機会はちょっとずつ増えております。例を挙げると、国際情報高校の魚沼学という取り組みは、全国でも高校の取り組みとして進んでおりますので、その辺の取り組みを、市内の高校でありますから、市内の中学校、小学生も含めて出向いて勉強したり、その市内の高校生を小中学校に受け入れて、勉強しながら次を選択できるような環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

今、「魚沼学」というキーワードが出てきたので、私も魚沼学に去年講師として行かせてもらいましたけれども、ああいう取り組みってすごく良いというふうに感じた次第なのです。あれをどうやったら中学生向けにできるのかとか、そこが南魚沼らしい教育の、いわゆる高校のスペックダウンをして、中学生にもっていくというのはいい試みなのではないかというふうに思いましたので、引き続き、進路に困るといふか——人間って1日のうち大体3分の

1が寝ていて、残り3分の2の半分近くは学校にいて、残りは家庭の時間というところだ
と思うので、家庭の中で悩みを相談したり、どういう進路をとればいいのかというようなこ
とを話し合う機会も、当然増やしていってもらえればというふうに思っています、1、2、3
に関する質問は終わりにして4番に移りたいと思います。

生涯学習の計画というのは、先ほど説明があったと思うのですが、グランドデザイ
ンに2年かかったというところと、新たに幾つかのプログラムが始まったということに一安
心をしたところでありますので、それはどんどん進めていってもらいたいというふうに思う
のですが、生涯学習センターはやはり早急につくる予定というか、いわゆる旧市民会
館の跡地にその機能を持ち合わせるということは、急いでされる予定でいるのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

教育委員会内部での動きとしては、この学びの郷南魚沼プランの作成の段階で、生涯学習
センターの必要性は確認をしましたが、具体的にそういう建物をつくりながら、そこでいろ
いろな人たちが入ってやるにはまだ時期尚早ということで、この学びの郷南魚沼プランを一
つ一つやりながら、その建物については考えていくほうに、今、若干方向変換しております。

具体的にお話をすると、総合支援学校で活動している市内全体をキャンパスという考え方
を、この生涯学習センターにおいても、しばらくの間、その事務局を市民会館の社会教育課
において、時間はかかりますが熟成させながら、建物については検討してまいりたいとい
うことで、急ぐということよりも、じっくりと構えるという方向に今のところ方向変換して
おります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

わかりました。生涯学習はいわゆる学校教育が終わってからも、人間を形成するのに必要
なことだと思っているので、今後もきちんと推進してもらえたらなというふうに思います。

最後に(5)地方創生分野における教育部分の再生計画はと。先ほどの答弁では、可能
はあるのだけれども、もう既にまちづくりの部分で教育を少し入れているがゆえに、生涯学
習等はそちらでというところはあるとは思っています。生涯学習という点だけでいったら、確
かにそうなのかもしれないのですが、実際にその分野は今、取り組まれているので
すか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の教育連携について

先ほど1回目の答弁で説明しましたように、具体的に言いますと、学びの郷南魚沼とい
うことで、長いスパンで生涯学習を含めながら考えている案件と、CCRC、この総合戦略
ということで、より国の公金を活用しながらスピーディーにという部分、二言だけで今、言
っているわけですが、その部分については先ほども説明しましたように、庁内全体で検討とい
うことですりあわせを行っておりますが、じゃあそれが十分足りているかということ、まだま

だであります。引き続き今以上に突っ込んで、この部分は企画政策課が窓口でありますので、ただ主体的にそれぞれが、教育委員会も主体的に考えながら、庁内全体でさらに検討を進めてまいりたいということでもあります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

地域再生計画ってある意味では立てやすいと思うのですけれども、横にまたがり過ぎて実行しにくいという部分もあったりして、多少足踏みせざるを得ない部分というのはあると思うのですね。ただ、先ほど答弁の中で、教育というものは移住にというようなお話もあったとおり、教育環境を求めて移住してくる人もいれば、移住してきた——結局これはC C R Cの話とかにもまたがってしまうからややこしいのですけれども、ある程度体の自由がきいて、体の自由というのは、本当に肉体的な部分もスケジュールも含めてですね。60歳以上の方で東京である程度の経験をしてきたとか、首都圏である程度の経験をしてきたという人が、生涯学習のプログラムをつくっていくということも、この分野にまたがる話になってくるわけですよ。

これ足踏み——じっくり考えていくことは当然大事だと思うのですけれども、僕らが思っているより世の中ってあっという間に時間も過ぎてしまうし、あっという間に形も変わってしまうし、気がついたら8月だか9月に、もうテスラが自動運転のソフトウェアをアップデートすると、もうそこまできちゃうのです。テスラがっていう話を聞いたのは2年前ですけども、あっという間に世の中、どんどん、どんどん変わってきてしまうところに、じっくり考えていて、追いつくものが追いつくのかという心配を少ししているのですけれども。そのじっくりという、その曖昧な表現と、計画を実行できるのは残り2年と。まちづくりに関する推進交付金を使えるのは2年。そのじっくり考えている間に2年過ぎちゃったと、推進交付金を使いたくても使えないわけですよ。そのあたりの整合性はどのようにとっていくのですか。

○議 長 教育長。

○教育長 南魚沼市の教育連携について

我々行政の職員としての責務は、教育委員会はじっくり進めばいいのだというのが、頭からまだ離れません。ただ、今ほど永井議員の言われるように、そうではなく世の中が早く回っておりますので、じっくりやるという逃げではなく、果敢に攻めるという意味合いも込めて、先ほども言いましたように、企画政策課、市長部局と頻繁に協議をして検討してまいりたいというふうに思っております。今まで以上に頻繁に議論していきたいというふうに思っています。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の教育連携について

わかりました。とにかく地方創生という言葉も、もしかしたら2年後にはもう古い言葉ねと言われてしまう可能性もなきにしもあらずだというふうに思っています。せっかく地方創

生の推進交付金を多く私たちは持っている自治体だと思っておりますし、それに対するいわゆるC C R C構想から含めた、まち・ひと・しごとというところで、何とか前にいけるように、息が上がらない程度でも結構ですので、速度を速めながら推進交付金を使える時点で、アイデアがあればどんどんやっていってもらいたいと思います。そのアイデアを実現するために変更をかけなければいけないと、変更をかけないと使えないのであれば変更をかけてもらう。もし、それが間に合わないというのであれば、積極的に教育分野での再生計画を立ててもいいのではないのかということをご期待しまして一般質問を終わります。

○議 長 以上で永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を11時30分といたします。

[午前11時16分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 質問順位15番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 通告に従って一般質問をさせていただきます。傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

中小企業振興策との兼ね合いについて

今回は大項目、私は1点であります。私は昨年3月議会の一般質問で触れさせていただいていますが、中小企業者等振興基本条例の制定を歓迎するが、この条例を有効に運用し、地域の業者の発展に結びつけられるかどうか、要はどのように運用していくかが肝心ではないかとの趣旨の発言をし、市長からは条例に沿った振興策を推進するとの答弁をいただいていると記憶していますが、そうした中小企業振興策との兼ね合いでお伺いをいたします。

小項目の1点目ですが、市長は所信表明の中で、住宅リフォーム制度を今年度限りでやめると明言をしていますが、まず、この点について伺います。補正予算審議の中で、同僚議員が質問した点とだぶらないようにしたいと思いますが、多少はご容赦を願いたいと思います。

当市の住宅リフォーム制度は、始まってからことしで9年目で、近隣の自治体では途中で中断した自治体もありますが、途切れることなく継続して9年になります。当市にとってはあって当たり前の、既に定着した制度になっています。また、運用に関しても、当初予算をオーバーした際は近隣自治体では、申し込みによる抽選などの例もありますが、当市では申し込み者全員が助成を受けられるよう、全て補正予算で対応し、市民からも建築関連業者からも、大変喜ばれてきた制度であります。

私は昨年6月議会の一般質問で、この制度を隣の魚沼市並みに発展させられないかとの提案を行いました。市長からは、できないとの答弁でした。そして発展ではなく、ことし限りで廃止とのこと。この制度は市長もご承知のとおり、景気対策として始まった制度です。前市長も毎年の継続の申し入れに対して、景気が良くなればやめますよということをおっしゃっていただきました。そして、市長は補正予算審議の中で、既に持ち家世帯の半数近くが活用してきたことも中止の理由の1つとの認識を示していました。

しかし、建築関連業者をめぐる状況は、決して景気が良いなどといえる状況にはないと感じています。そんな中、住宅リフォーム助成事業中止した後も何らかの景気対策が必要だと考えますが、どのような形で新たな支援をしていく考えなのかを伺います。特に中小企業者等振興基本条例を制定した翌年ですので、建築関連業者が納得できるようなふさわしい対応をお聞かせいただきたいと思います。

次に小項目の2点目ですが、グリストラップ汚泥の処理についてであります。4月初めに知り合いの飲食店の方から「グリストラップ汚泥の処理費用が3倍以上になるってどうなっているの」といった趣旨の話がありました。その方は昨年10月とことし3月に廃棄物対策課から出された文書が届いていなかったようです。処理業者からことしからはこうなりますよということをお聞きされて、驚いての訴えでした。その方はこれまでは年に2回ほどのペースで処理をしていて、1回2万円ちょっとかかっていたそうです。それでも高いと感じていたそうですが、今回業者の示した試算は同じ量で6万6,260円でした。3倍以上になっていて、これは驚くのも当然です。

そこで、初めになぜこれまで受け入れてきた市の処理施設への受け入れをやめ、民間業者に任せることになったのか。当然、民間業者に任せれば処理料金が高騰することは、事前に予測ができたことだと思いますが、あえてそうした方向に進んでいったのか経過を伺います。

本来、産業廃棄物扱いになるグリストラップなので、事業所が独自に処理するのが当然、これまで特別だったとの考えもあるようですが、長年、市の施設で受け入れて処理をしてきて、使ってきた業者にとってはそれが当たり前になっていたわけです。ですから、激変緩和ということで、補助金を出すことになったものと認識しています。そこには市当局としても、3倍を超えるような負担を一気にさせることはできないとの思いもあつてのことだと思います。

そこで提案ですが、3年間の補助制度が終わった後は、何も援助しませんではなく、恒久的な支援ができないかということです。市長は観光産業を市の重要産業と位置づけて育成を明言しています。また、本気井などのキャンペーンも継続して行っているわけで、旅館や飲食店などの中小企業の振興策としても必要なのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは中沢議員のご質問に答えていきます。

中小企業振興策との兼ね合いについて

中小企業振興策、まず、最初はこの住宅リフォームの問題であります。急に言ったわけではなくて、これは多分もう前年度のときからこういうような話をしつつ、今年度を迎えているのです。3月議会にはもう既にきちんと説明をさせてもらっています。それでも今年度からはあります。現制度での住宅リフォーム事業の最終年度とさせてもらいたいということで、市報にももう既にそういう書き方をしています。昨年度に比べて、申請がやっぱり最終年度

とうたつたためでしょうか、大変増加をしました。逆にそれを狙ったところもあります。需要を喚起しようということです。

受付件数 571 件、工事の総事業費は 5 億 5,700 万円、補助の予定金額は当初予算額で 2,000 万円としたわけですが、これを大きく上回る、今 4,415 万円となったところです。これによりまして、この 6 月定例会の初日に補正予算を皆さんから議決をいただきました。なお不足する部分につきましては、予備費を充当させていただいて、交付要件を満たす全員の方に補助金を交付すべく、今準備を進めておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

南魚沼市では住宅リフォーム事業を開始した当初から、9 年目ということでありまして。予算枠をたとえ超えても、交付要件を満たす場合には補助金を交付してまいりました。

なので、比べ方の問題で、よく議員及び議員の所属される議員団の皆さんは、このことをよく言われますが、やはりいいこともきちんと見てもらいたい。ただ単に隣と比べるのではなく、我が市はこれに大変前向きにやってきたということも、市民の皆さんにご不満がある方から、もしも、そういう声が聞こえたら、お伝えいただきたいと思います、本当に。こういうふうになってまいりました。実施の状況につきましては持ち家、先ほどお話がありましたとおり、持ち家居住世帯総数の、これは 1 万 4,220 戸あるのですけれども、これに対しまして、平成 22 年度からこの終わった平成 29 年度までの、住宅リフォーム事業の実施件数というのは延べ 6,129 戸となっていて、持ち家総数に対する事業実施率は 43.1% となり、今年度の受付分を含めると、延べ 6,700 戸、実施の率は 47.1%、約半分の方が使ったという形になってまいります。

地域経済の活性化対策とこの住生活環境の向上という、あと景気対策ですね。事業の目的は、今のところほぼ達成されてきたものと認識しております。なぜそういうことを言うかという、常に他市と比べられますね。2 回目の使い方をぜひやってくれという声を、皆さん御党からもいただいています。こういうことが、皆さん公平感の中で実施率をなぜ言っているかという、ほとんどの方が使って、やはりそれで二巡目ということはどうしてもやらなければいけないということをずっと言ってきました、先ほど言った 2 軒に 1 軒が使った、なかなかここでこの最終年だと、もしも言わなかったならば、この率というのは私は上がらなかったと思います。だから目標をもって今回、逆に最終年ですと、皆さんに需要の喚起を申し上げたというところもあるということも、ご理解をいただきたいと思います。

来年度以降なのですが、やめる、やめるということを殊さらに言われますけれども、これにかわる新たな住宅政策として——これは政策の思いをもって特定財源が見込めないのです。財源がない中でやっているのです、その辺のところもやはりよく伝えてもらいたいですよね、これはもう前から言っていますが。ありますが、それでも新しいこういう景気の対策、景気に非常に反映される施策でありますので、やりますと言っているわけです。形を変えていきますが。この辺のところは今、市民の皆さんのニーズとか、二巡目ということになると、同じやり方ではない政策課題を持ちながら、それを見極めて、どのような制度での事業が有効であるかということ、今、具体的に検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

事業内容が決まり次第、これは早くやりたい、決めていきたい、この新制度について、市報等、いろいろな形をもってお知らせをしております。なぜそうかという、需要の喚起を少しでも早めたいために、1日でも早くそういうことを皆さんにお知らせするということが大事だということはよくわかっておりますので、こういうふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。可能な限り早めにやっております。ぜひ、ご意見等もできれば、今のうちにどんどんいただきたいと思ひます。

2つ目のグリストラップの問題であります。これも大きな意味でいうと、中小企業の皆さんの振興策とはいえませんが、そこを助ける形で、この3年間の段階的な補助をやっているのです。そのところはよくご理解いただきたい。この議会ではもう、議事録をひもといていただければ、この話は散々やっているのです。

なので、できればその辺のところもひもといていただけてからのご質問をいただきたいわけですが、生活雑排水の汚泥、いわゆるグリストラップ汚泥につきましても、一部で一般家庭から排出されるものもありますけれども、主に飲食店などの事業者から排出されるものが約80%を占めているものであります。ご存じかと思ひます。事業所から排出されるものは産業廃棄物であります。なので、本来は、当たり前ですけれども、排出した事業者処理責任があるのです、あります。

そして、経過をちょっと若干だけ申し上げますが、昨年度までは南魚沼市の島新田にあります、し尿処理施設において一般廃棄物と同様に受け入れをしてきた。そして、浄化槽汚泥と同じ料金で処理を行って来ました。これは非常に低価格だったのです。もともとは高いのですが、低くできたのです。これは市内で処理できる事業者がいなかったこと、また廃棄物処理法の規定に基づいて、一般廃棄物と合わせて産業廃棄物の処理を行って来たものでありまして、非常に特例的な取り扱いであったということが事実なのです。

数年前の聞き取り調査では、新潟県内においてもこのような取り扱いを行っている市町村は非常に少なく、事業者から排出されるグリストラップ汚泥の処理に対しましては、多くの自治体は関与してこなかったということです。2市1町、私ども魚沼市、湯沢町と南魚沼市で、新たなし尿処理施設の検討を行った際に、最も効果的な処理方法として、下水処理場において汚泥と処理する方法を採用しました。この際に、グリストラップ汚泥はそもそも下水道に流すことができない——そのためにグリストラップのところの槽をつくっているわけですから——ものとして、新たなし尿処理施設では受け入れできないこととなりました。これはそういう流れなのです。

グリストラップ汚泥は本来、排出者において処理すべきものであるということ、これはそういうことなものですから、民間事業者において新たに処理施設を建設するめどが立ったこと、これらによりまして、新施設の稼働以降は民間施設での処理をお願いすることになったということでもあります。ただ、料金が、先ほどからお話のように、非常に何倍にもなってしまうということでもあります。

民間施設での処理費用は、これまでの一般し尿の処理料金よりも大変高くなる。3倍というお話がありました。この激変の緩和、急に上がるわけですから、この緩和のために3年間に限って市が処理料金を補助するということを決めたわけです。本来そうあっていいのかわかということも含めながら、ご異論をいただく中で決めていったのです。あくまでも激変の緩和が目的でありまして、恒久的にこれをずっと補助しろという言葉がありますが、これはできません。財源がありません。また、逆にいえば、本来それは趣旨と違います。

申しわけありませんけれども、私は今ほどの観光事業者の一人でもありますけれども、ここを補助して観光事業を補助しているという考えは、余りに考え方が陳腐過ぎると私は思います。そうではなくて、行政が果たすべきは、この観光交流人口を伸ばすこと。こういったことに心を砕いて、そして観光事業者の本来、自分たちで稼ぐ、そして自分たちで必要な部分は負担をする、全てを行政ができるわけはありませんので、そういう側面からの大きな支援をやることで観光事業者の力をつけていく。そして当然、負担をすべき激変な部分があってまことに申しわけないのですけれども、これまで低く抑えてきたということもご理解をいただく中で、本来の金額を払っていただける。そういう体力を持つ。そういうことに力を注いでいくことが行政の果たす役割だと思っています。単なる補助金でこれを解決できるというふうには全く思っておりませんので、これはご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 中小企業振興策との兼ね合いについて

じゃあ、最初のリフォームの点ですが、やめるけれども、ほかの施策は必ずやるというお話だったわけですが、具体的にはまだ話せるような中身はないということで、再確認になりますけれども、そういうことでよろしいのですよね。

○議 長 市長。

○市 長 中小企業振興策との兼ね合いについて

例えばこういうことをやりたいという話は、多分、前からいろいろな話をしていると思います。ただ、それがきちんと決まっています、まだ。なので、ここではちょっと差し控えますが、ぜひ、ご意見があったりすれば、聞かないということは言うておりませんので、いろいろな意見をもってきていただきたい。まだ決まっていないということが事実であります。よろしく願います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 中小企業振興策との兼ね合いについて

わかりました。何か建築組合の皆さんにもアイデアをとというようなことをやられているみたいなので、まだまだじゃあ話を聞いて、より良い制度を考えていくという段階だというふうに理解していればいいということですね。それでいいですね、じゃあ、じゃあ。

○議 長 市長。

○市 長 中小企業振興策との兼ね合いについて

そのとおりです。よく聞かせていただいて、ただ、早目のほうがいいと思っているので、

なるべく早く業界の皆さんにもいろいろな考えを伝えていただきたいということは、いろいろな角度から話をさせてもらっています。ぜひ、皆さんにもそういう話をしていただけることがあれば、どんどん言っていただきたいと思います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 中小企業振興策との兼ね合いについて

わかりました。ぜひ、質問の中でも、登壇した話の中でも話しましたが、本当に期待をされていますのでそういうのに応えられるような、本当にリフォームをやめるのであれば、新しい制度もよかったねといわれるようなのを本当につくってもらわなければならないというふうに思っていますので、そういうことでよろしくお願いします。

じゃあ、次のグリストラップの問題ですが、私がちょっとその辺、議事録等々つぶさに読んでいなかったということもあるのですが、この計画を立てる段階で、処理料は今までの約10倍ですね。そういうことをちゃんと検討した上で、民間に任せるということをしたのかどうか。その辺をちょっと聞かせていただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 中小企業振興策との兼ね合いについて

任せるかどうかということですが、本来は市でやらねばならないということもなかったものだったと思います。もともとが……（「でも、やってきたわけです」と叫ぶ者あり）やってきたのですよね。検討を十分加えながら、どうするかということをやってきたのは当たり前だと思いますが、担当のほうにちょっと答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 中小企業振興策との兼ね合いについて

処理料金が民間だとどのくらいになるというのは、ほかの長岡とか、実際の今やられている産業廃棄物処理業者の例も考え合わせながら、やっぱり見てきました。新しい施設、南魚沼市で稼働する施設も大体これが相場だろうということで話し合いをしてきたわけです。その点もやはり含めた中で、これが特別に南魚沼市が高くなるのであればまた別なのですけれども、大体相場の中で話がついてきましたので、その点も考え合わせながら、やはり計画は進めてまいりました。以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 中小企業振興策との兼ね合いについて

特別高いわけではないということですが、そういう処理料については10倍近くなるということがわかった上で進めてきたということによろしいですね。

その料金のことでちょっとですが、この問題で、隣の魚沼市がどうしているかというのでちょっと聞いたのですが、汚泥は焼却処理しているという話なのです。それで、料金は10キロで150円というふうに聞いています。そうすると、キロとリットルで多少違うかもしれませんが、大体1リットル1キロだとすると、魚沼市は1キロ15円なわけです。ここは処理料が24.6円ということで、かなり開きがあるわけですが、そういうことは検討されなかつ

たのか、ちょっと聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 中小企業振興策との兼ね合いについて

担当の部長に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 中小企業振興策との兼ね合いについて

魚沼市と当然2市1町ですとこの計画の話し合いをしてきましたので、その魚沼市の状況がどうなっているかというのは、我々もつぶさにわかっております。今、魚沼市の可燃物処理場は流動床という燃焼方式ですので、うちも可燃ごみの中に入れてどうなるかという実験をしてみたのです。ただ、うちの溶融炉ではうまく燃えなかったのです。小出のほうは燃えるのだそうですけれども、そういう違いがありました。

ただ、ご存じのように、可燃ごみ処理施設2市1町で今度、新ごみで一緒にやるということで、ストーカ炉でもって今考えています。そうすると投入して燃やすという方法はもうとれないです。魚沼市もそれは見込んだ上で、それはわかった上で計画を進めておりますので、ずっと続くということでは決してないということをご理解いただきたい。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 中小企業振興策との兼ね合いについて

わかりました。そういう中でも、先ほど私が紹介した飲食店の方は、とてもこんなに高くなったんじゃないか、補助がなくなったりすれば回数を減らすしかないというようなことを言っているわけです。この補助金の予算審議の中で、確か鈴木議員が触れていたのではないかと思います。グリストラップがついていても、それを処理しないというか、たまって処理しないと。いわゆる掃除そのものが必要だというふうに認識していない人もいるというようなお話もあったのですが、そうしたことが、例えば2回やったのを1回にするとか、そういうことが広がっていくと、下水処理施設の負荷が高くなるのではないかとということも、素人考えですがあるわけです。そうした点の対策というのは何か考えておられるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 中小企業振興策との兼ね合いについて

そういうことにならないように、これはしてもらえないのですけれども、本当に。対策か——この件については担当の部長のほうに答えてもらいます。

1点ですね、ちょっともう一つわかってもらいたいのは、この処理施設を民間につくってもらってという話です。例えば、民間の施設というのは県内ほかにもあるわけです。例えばそこがあればいいやという考え方だってあり得たのですね、あったと思います。そうすれば運搬賃が高くなるわけです。だけれどもここにつくってもらおうということで、市内の民間業者のほうに頑張ってもらったという面もあるので、こういったところもやはりちょっと理解はしておいていただきたいと思っています。

あと、先ほど、聞いていなかったという話がある。最初の話の中で、そういうふうに3倍

にもなるような業者さんから、飲食店の方から中沢議員がそういう話を聞いたというのを最初言われました。なるべくそういうことがないようにやっているわけですが、本当にそんなことがあるのかなとも思っているのですが、まずはこういう処理をしているところには全部通知申し上げていて、プラスいろいろな組合ですよね、食品衛生組合の皆さんや、観光協会関係の皆さんや、そういったところにまでそういうことを話しているわけなので、そういうことがあるのかなというふうに思いながら聞いているところもあって、そういうところに加盟していないのではないかどうか、そこまで疑っておりませんが、そういうことも含めて、やはりよく調べてもらいたいと思います。では、担当の部長から答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 中小企業振興策との兼ね合いについて

我々もその点を一番心配しているところです。しなければならぬことを、2回を1回にしてしまうと、下水処理場のほうが大変迷惑になります。そうならないように、先ほど市長が言いましたが、我々が今、排出している事業者を全部把握できているかといいますと、結局、処理業者と排出者との個別契約でもって動いているものですから、直接行政が全部把握できていないのですね。その加入している団体等を通じてお願いをする、文書をまくという方法しか今とれていないわけですが、今後その新しい処理施設、産業廃棄物処理施設が稼働しておりますけれども、そこでのデータは見せていただければと思います。

そうすると、今まで年2回出していた、それがことは少ないなとか、そういうことのチェックというか、状況把握をしながら、個別にまたそれはお願いをしていくというような形で、やはり適正にそれを処理していただくように我々のほうからもお願いをしていける、そういう体制をつくっていきたいというふうに思っております。

○議 長 以上で中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

[午前11時58分]

○副 議 長（塩谷寿雄君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

[午後1時20分]

○副 議 長 質問順位16番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、お疲れさまでございます。緊張の余り手に何も持たずここに上がってしまいました。それでは、通告に従いまして、早速一般質問をさせていただきたいと思っております。

市の広報戦略について

今回は、市の広報戦略についてお伺いしたいと思います。その中でも市外に対しての広報、これについて3点お伺いいたします。

まず1点、市が考える現在の主要な広報のテーマは何か。そして、その訴求対象となる層は何か。これについてお伺いしたいと思います。

第2です。これまでの市の広報の成果と、そこから得られた今後の課題についてお伺い

いたします。

最後、3点目になります。ソーシャルメディアの今後の活用、こちらについてお伺いしたいと思います。現在、観光広報におきましては、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどを活用される考えがおありのようですが、例えばですが、YouTubeをはじめとする動画等も含めまして、さまざま考えがおありだと思いますので、こちらのほうをお伺いしたいと思います。壇上からは以上とさせていただきます。

○副 議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、大平議員の質問に答えていきます。

市の広報戦略について

市の広報戦略ということで、1点であります。順に答えてまいります。まずは、今現在の主要な広報のテーマ、また訴求の対象ですが、市外への広報については、何を目的にするかということよりもそのテーマと訴求対象、いわゆるターゲットこれが変わってくるものと思います。何を目的とするかによって変わってくると思います。

観光誘客の観点からまず申し上げますと、現在取り組んでおります主要なテーマというのは、いろいろあるのですが、私は大きな意味でこれだろうと思っているのは、南魚沼の食によるまちおこしだと思っています。これは、南魚沼独自の食文化の背景にある雪国ならではの知恵とか工夫、そして豊かな自然や風土、雪国の歴史などに焦点を当てたものだと思っています。

また、魚沼地域に訪れる旅行者については、共通して本物志向があると私は思っております。旅に対しての成熟度が非常に高いという皆さんが多いとも思っています。そして一度はここを訪れたことがあるという、そういう傾向があるように——これはアンケートとかさまざまなことからわかっていることであります。そういうことから、旅慣れた客層、言葉はふさわしいかどうかちょっとわかりませんが、旅慣れたお客さん層、これをターゲットにして情報発信しているというふうに思っているところであります。

また、地方創生の観点に立ちますと、主要なテーマの1つというのは、移住・定住の取り組みだと思っています。この場合では、首都圏在住の若者をターゲットとして、南魚沼市の魅力や生活の様子を紹介する、いわゆる「ウィンタースポーツ関心層」こういったところをターゲットとして、南魚沼の雪や豊かな自然を発信するといった取り組みをしていると思っています。

先ほどの食のことにつきますと、例えば雪国観光圏も非常に大きなテーマとして、これまで10年ぐらいをかけて徐々に構想も積み上げてきた。なかなか動きが見えないと言ったようなご批判もあったことは事実ですが、ようやくこれが今、確立をされて、徐々にではありますけれどもそういうことが進んできているというふうに考えます。きりざい井から始まった、これは間違いなくきりざい井のそういう運動から始まっていると思いますが、この辺から本気井へつながってきたということも含めて、そこからまたさらに、前

段申し上げた、さまざまな雪国文化というところにも派生してきたということがありまして、大変ありがたかったことでありますし、こういう方向性というのは間違っていないのではないかと考えております。

過去にさかのぼれば、いろいろなことがあったと思いますけれども、特に戦後のスキーを通じての、例えばコシヒカリの味を認めていただく最初の人たちは、恐らく民宿等に泊まられたスキーのお客さん、そして持ち帰っていただいた、例えばここ出身の皆さんが、送られてきた米を徐々に自分が在所になっている関東圏とかさまざまところで、そこで広げてくれたこと。食を通じての発信というものが最大のテーマであり、今後もそうであるのではないかと考えております。

一番広義の意味で言うと、それらを形づくっている一番の根源は、私は雪だと思っています。「雪ありて縮あり」と、昔の文人は言ったわけですがけれども、今は言葉を置きかえれば、雪ありて南魚沼ありと。そこから発生するさまざまな美しさとか食文化、そして風習、いろいろなものにつながっていくのだらうと思ひまして、これは将来にわたって変わることはないかと私は考えております。

2つ目の、今までの成果と今後の課題ですけれども、食によるまちおこしの代表的な成果が、先ほども申し上げましたが、本気井に当たると思ひます。民間団体が取り組んでくださっております、先に行われましたグルメマラソンとか、グルメライド——自転車系、そして秋にはコシヒカリRUNなんかもありますが、これら総じて言えるのは、南魚沼の食がなければ定着し得なかった、まちおこしの成果だと考えております。

市外への広報については、市報そして各種パンフレット、または冊子——今つくって多分第7号までできていると思ひますが、「L I F E i n」などの紙の媒体もありますし、またはウェブサイト——ホームページ上、それからフェイスブックなどのいわゆるSNS系——ソーシャル・ネットワーキング・サービス——の効果的に使い分けた情報発信が必要であるとも考えておりますし、現在そういう方向に向かって南魚沼市は今果敢に取り組んでいると考えております。大変情報量を書きかえていくことも簡易でありますし、そして情報量を多く発信できる。そしてスピード感を持ってそれを発信できるという点等も含めて、非常によい面を持っているそういう媒体を使つて的確な情報を発信していく。これが非常に大きな課題だと考えております。

それから3つ目の、ソーシャルメディアの活用をどのようにしていくかというところがありますが、さまざまなそういうやり方がある中で、今後どういった方法が主流となるかについてであります。現時点で予測し得ることは、いろいろ考えますけれども、どうふうに変わっていくかというのは大変困難なことが、いろいろ考えておりますが、なかなか難しい。しかし、言えるのは、SNSなどの活用はますます重要になると考えています。

先ほどの課題にも通じますけれども、特に外国人のインバウンドが言われている昨今、外国人への情報発信力にはSNSは欠かせないものと考えております。強いて言えば、ここにいらした場合の今度は受け皿としての、ここにいらした場合はそれらを例えば

メディアを使ったそういう道の案内とかを含めた、さまざまな情報環境というのを着地点としてのあり方も同時に考えていかなければならないと考えているところであります。

いずれにしましても、効果的な情報発信にこれから努めて、他に負けず、他を先行するような形でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

わかりました。それでは、まず1番目の主要な広報のテーマとその訴求対象はというところから再質問させていただきたいと思います。市長がおっしゃった、主に観光広報と移住・定住の定住広報が今主要なテーマになっているということだと思いますが、この中でやはり選択と集中という考え方もあると思うのですが、優先順位というのをつけてやっていらっしゃるでしょうか。そういうところをちょっとお伺いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

特にどちらがということは、観光と移住・定住ですね、やはり両方あわせ持っていると思うのですね。どちらを先にやるべきとかそういうことではないような気がします。同時にやっていくということだと思っております。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

これは、市長の戦略的に同時並行でやるということで、特に優先順位をつけないという考えでよろしいですね。

では、先ほど食によるまちおこし、雪を中心にとということで、観光広報のほうが出てきました。この中で当然、今度はこの中で雪が中心とはいえ、今議会におきましてさまざま観光の話も出ました。銭淵あと五十沢キャンプ場というふうに出てきたわけで、ちょっと話が重複して申しわけないのですが、シーズンごとによってもやはり力の入れ方とか、広報の仕方というのも考えていかなければいけないなというところもあると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

先ほど、両方一緒にやっていこうということは、移住・定住のことになると、縦割りということと言わないで聞いてもらいたいのですけれども、例えばU&Iときめき課のほう为中心的にどうしても動きますよね。観光面になれば、やはりこれは商工観光課があるわけです。どちらも大事なところで、それがリンクして同じようなことをやることもありますし、それぞれが競うわけではないですけれども、互いにそのセクションで頑張るそれを発信していきますので非常にいいのではないかと。そして若干、先ほど説明すればよかったのですが、今どんなものを行っているかちょっとだけ触れます。

紙媒体としては、先ほど言った、例えば首都圏のふるさと会とかがあるのですよね。塩

沢・六日町・大和、これらの皆さんには、あまりご存じないかもしれませんが、2か月に1回、市報や観光情報を全部発送しているのです。結構これは大変手間暇もかかりますけれどもやっているのですね。

それから中高年の皆さん向けには、特に首都圏在住の方が多いのですけれども、ここにはウェブサイト上から、「Live from Minami-Uonuma」という形で、これもかなりやっているのです。

それから、首都圏の先ほど言った「LIFE in」については第7号まで……（何事か叫ぶ者あり）第8号まで、失礼しました。ではちょっと訂正します。第8号まで、これはそれぞれ1万部を作成して、こっちではあまり見ないという方がよくいるのですけれども、当たり前ですね。外側に持って出ています。これらについては、首都圏のそういうU・I・Jターン、こういうことを促進しようとしているさまざまな施設、案内所、そういったところやいろいろなところに広くお配りさせてもらっています。

それから動画ですね。先ほど動画に触れましたが、ウィンタースポーツ関心層への情報発信力として、議員の皆さんであればごらんになっていると思いますが、移住促進のPR動画、「雪ふるまち 南魚沼市」というものをつくって今、発信していたり、これらを通じて同じ考え方の中で、四季観光、四季それぞれの美しさもどんどんうたっていけるということでもありますので、頑張ってもらいたい。

いろいろなことを今やらせていただいております。ふるさと応援隊のほうにはメールマガジンでの配信ということで、5月末現在で3,500人の会員がおりますので、そういったところ。さまざまなやり方はある。私自身も自分でフェイスブックを開設してやっていたり、これは私だけではなくて例えば議員も、そして議場の皆さんも。そして私は今、職員の前で最近話し始めているのは、秘書広報課が広報発信をよくします。広報をつくったりしていますが、プラス、先ほど言ったU&Iときめき課や商工観光課は当然そういうことを頑張っていますが、それぞれほかの部署も全部広報員ですと言っているのです。いろいろな行事をやる、さまざまな発信をする、こういったことを見逃すなど。

例えば生涯スポーツ課はもうそういう気持ちになってきています。でも、なかなか全庁的にそれが行き届いているかという、まだまだこれから。いろいろな発信力はすぐにでも今使える道具があるという中で、みんなで頑張れば、どれほどそれが広がりを持っていくかわからないということを話しています。何かあったときには全部報告し、そして共有しながら発信していこうということを、こういうのは今までなかった視点だと思いますので、頑張っていきたいと思っております。どこが先かということではないと思っております。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

わかりました。いろいろなところで発信していくというやり方は大変素晴らしいことだと思いますし、職員及び我々議員も含めて、みんながスポークスマンになっていくというのは非常に重要なことだと思います。

ただ、その中でですが、やはり司令塔をきちんとつくって、効率よく重複がないようにやっていくというのもやはり重要だと思うのですが、そういう意味では、これからもその司令塔的な役割は広報秘書課でやられるのでしょうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

まだそういう部署というか、司令塔というか、ヘッドクォーター的なそういうところが決まったわけではありませんが、今何となく自分がそういうことを言い始めていますので、自分もきちんと目が、検証ができる中での立場として自分もいるという部分も含めて、秘書広報課等がやはり真ん中に入っていきべき。全体を見るのには真ん中に入るべきではないのかなという思いがします。

つけ加えますと、先ほど、例えば今L I F E i nの中では、先般の議会でもお話したと思いますが、女性の除雪隊の除雪オペレーターの皆さんの活躍とか、ああいうことが発信されている。我々のほうからそういうものをつくるだけでなく、ぜひ、いろいろな業界の皆さんが、農業であれば農協の皆さんでもいいわけだし、さまざまな方々がいます。そういった皆さんが動画をすぐつくれるではないですか。そういったものを市のほうに提供もいただき、貼りつけてくるとか、そういうことをしながら発信ができる時代になっていますので、市を挙げてというか市民を挙げてそういうことをやる。業界を挙げてやっていく。垣根がないという時代になっていますので、頑張ればいいなと思います。

中心で見ているのは、やはり市の中においては、秘書広報課がふさわしいのか。ある種、目的を持った、もっとターゲットを絞ってやろうというときには、外部委託ということも、これは考えることが必要なのかなと思います。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

先ほどというより、市長がまさにおっしゃったとおり、外部委託というのも大変1つの手ですし、やはり民間のそういったノウハウというのですか、そういったものを活用していくのも1つの手だと思いますので、私はぜひそういったところも含めて、外部からそれこそ特別に、そういう役割を担う人を市の中に入れてもいいのかなとも思っています。また、ちょっとそれをやるのが市の中で、人を雇うとなると財政的な面もあって厳しいところもありますので、そういったところを県に求めていくというのも1つの手ではないかなというふうに考えているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

なかなかできるようでできないということもあると思うのですね。場面場面による、テーマにもよるかもしれません。県がこれができるかというのと、我々以上につぶさに我々の市がわかっているわけではないと。これは断言できると思いますね。なので、県にお任せ

したほうがいい場合、例えば、さまざま県の観光課とか、いろいろな違うことも含めていろいろやっておられます。こういったときには結びついていく。あるテーマのことでしかけていこうというときには、例えば雪のプロモーションのときにはもっと我々よりたけた方がいれば、その方のところには一部力を借りるとか。ただ、トータルのことはやはり市のほうで見ていかないと、非常に広範囲になっているので、そういうふうにも今のところは考えています。これからは考えながら進んでいきたいというふうに思っていますので、今固定的に絶対こうですということではありません。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

済みません、市のほうで人材を雇うというのは、まだ考えていないということでしょうか。そこをお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

まだそこまではちょっといいっていませんね。ただ、例えば動画をつくってもらってプロとか、そういうことはあり得るかもしれませんが、総じてヘッドクォーター的なところで誰かポジションを置くというところは、まだそこまで考えが至っていません。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

まだ考えていらっしゃらないということですが、いろいろなところでそういった民間の方が入って、いろいろな自治体の広報を担って、その結果、成功しているというのもありますので、ぜひ、そういった例も考えていただいた上で、今後進めていただければと思います。1 番に関しては以上で終わりたいと思います。

2 番目の、今までの成果とそこから得られた今後の課題はということです。本気井、グルメマラソン、グルメライド等、私もいろいろと最近では参加させていただいたりしています。主に走るほうでなくて食べるほうで参加しているのですが。その中でやはり広報が非常にうまいと思うのは、本気井の冊子ですかね。私も大変ああいうのを見ていると、見るだけでちょっと楽しくなってしまうのですけれども。ただ、これが今まさに続いているわけですが、今後やはりこういうことは持続させていかなければいけませんし、かといって、持続させていけばマンネリ化という問題もあります。その中で今、SNSを活用していくという話もありました。例えばですが、広報誌の中にそういう SNS を活用した方法で何かもっと拡散させるとか、そういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

ちょっと私が全部のみ込めていないかもしれませんが、本気井のことだけを言っても、非常に拡散がされていると思うのですよね。実際に行かれた方が、私も結構、見られるだけ見ているのですけれども、やっていると思います。なので、今それが県と一緒に

なって、ことしは本気井をやっていくとか、湯沢まで——済みません、あんまりまだ。これにつきましては、ちょっと担当部課長のほうから答えてもらおうと思っておりますが、非常に拡散力はあって進んでいると思います。ほかのことについてもそうかと思っておりますので、ちょっと答えてもらいます。

○副 議 長 総務部長。

○総務部長 市の広報戦略について

今ほどご質問がありましたけれども、本気井も3年目になりました。今後も市長が申し上げましたとおり、続けていくつもりでございます。確かに同じことをずっとやっているとマンネリ化というのは、ある意味目新しさがなくなるというデメリットはございますけれども、ちょっと使い古された言葉ですけれども、「継続は力なり」ということもあります。南魚沼市に来ていただいて、本気井というのがあって、そこをいろいろな食べ歩きができるというのは、やはりある程度継続をしていかなければなかなか評価が得られない。単発のイベントでは評価が得られない。継続することによって、いろいろなツアーですとかのお客様も、そういうツアーの商品などができて、来ていただけるようなというのは効果があると思います。

ですので、私どもは本当にマンネリ化をして効果がなくなったようであれば、新たにまた検討はしなければいけませんけれども、こと本気井においては今まで以上に充実をさせて続けていきたいと。広報についても、いろいろな媒体を通じてもっとPRしていければと考えてございます。以上です。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

私もぜひ、これは大成功していることですし、続けていっていただきたい。その上で、今おっしゃった、継続は力なりということで、持続していくということが大変重要なことだと思っております。だからこそ、今、大変大成功している中で、この成功の中から今後の課題というのをきちんと分析して、どういう層にアピールしたからこそこういうふう成功しているのかとか、どういう層がまず来ている、どういう層が来ていないと。そういったところをまず分析をして、今後に生かしていくというのは非常に広報戦略においては重要ではないかと考えております。この辺についてはどうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

まさにその部分になってくると思います。例えば、前にも牧野議員からもそういうような話があって、どういったところからいらしたのか。例えばアンケート的なものを、来ていただいているお客様の年齢層や、今、大平議員からお話しいただいたようなところ、その辺をきちんと見ながら次の戦略につなげていくというのは絶対大事なことだと思います。そういうことができるようになってきたと思うのですね。

そして1点、ただ単に井を食べにくるだけではなくて、そこから始まって南魚沼のほか

の、食べるためだけに来ているわけでは——の方もいるかもしれませんが、そこからの広がり、宿泊が増えていく。何でこの地域はこういうことで頑張っているのだろう、おいしいものが出るのだろう。そうするとその歴史観とか、ではアクティブなスポーツもやってみよう。そういう交流につなげていくということが大きな目的だと思うので、そういうことも含めてやっていければと思います。

食からはいろいろなことが発想できると思います。鮎の丸かじりにも、ことし、はとバスですね。今のところまだ、ちょっと数字があれですけども、大変多くのバスのツアーがことしはやって来られるということで、1日だったものを2日間にしていこうという話も検討中だということを知っています。これらも含めて、やはり食。そこから発生される自然へのつながりというのが生まれてくるのだろうと思います。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

まさに今、市長がおっしゃったとおりでして、ちょっと名前を挙げて申しわけないですが、有名な白川郷、あれは年間 150 万人ほど観光客がいらっしゃっているということですが、実際行政の方のお話ですと、滞在時間がすごく短い。だからお金があまり落ちない、通過型の観光地になってしまっている。今まさに夜、泊まっていただくためのいろいろな努力をされているというお話を聞いております。

今、市長がまさにそれを問題視されて取り組んでいらっしゃるわけですので、ぜひ、こは本当に研究に研究を重ねられて長く滞在してもらおう。

また、先ほどインバウンドの話も出ましたが、これもなかなかちょっと食事という問題で、どうしても文字ですと、なかなか外国人の方は見てもわからないというところもあります。ですからこそ、SNSを活用して視覚的なプロモーションを行うことによって、そういったところも取り入れていければいいのではないかというふうに考えております。また、そういうふうな考えでやっていかれるということによろしいでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

そのとおりだと思います。今のパンフレットだけのつくり方でいいか。やはり常に見直しをかけていく。今、お話のあった多言語化とか、ムスリムの皆さんはなかなか戒律がきつくて食事ができない。そういう人たちが来ても大丈夫ですよという受け皿というか、着地、地域の努力も必要だと思いますし、さまざまなことができる。それらを発信していく媒体として非常にすばらしいのが、先ほどから申し上げているような SNS の世界。これらは書きかえがどんどんできますし、加えていくことやこれは要らないなと思ったら、引き上げることもできるわけなので、そういうことを駆使してやっていければ、非常に広がりを持つのではないかと思います。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

わかりました。ただいまインバウンドの話も出ましたので、ちょっとそちらのほうにも触れさせていただきたいと思います。以前もムスリムの方を対象としたインバウンド、これは以前確か東南アジアをターゲットにしているようなお話もちょっと伺ったような気がする。東南アジアのムスリムの方を、ということも伺ったと思うのですが、こういう点において具体的にそういった、本当にターゲットを絞っているような国、もしくは地域というのがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

今、大平議員がお話しされたのは、私も記憶しているのですが、決して中東のほうの皆さんではなくて東南アジア系ですよと言ったのではなくて、東南アジア系のほうにもイスラム圏、そういうムスリム系の方がたくさんいるのだということをご話した記憶があります。確かにそのとおりで、距離もありますから、より来やすいのはこちらのほう。例えばそれがマレーシア等は、イスラム、ムスリム圏の皆さんがマレーシアに非常に安心感とか、それからホスピタリティーがすばらしくて、そこにイスラム圏の皆さんが非常に集まって今、医療観光もダントツです。そういうことはもうわかっております。

そこからいろいろな教えを、今、我々も願って、日本においてはどういうことができるだろうかということ、非常に我々に示唆というか、享受いただいている非常にすばらしい方が我々の仲間としてできてきています。そこからの話をお伺いしたりする中で、今、担当部、担当課のほうでムスリム系のところをどうやっていこうか。当然、予算も今回出ているかと思いますが、そういうことをその辺の道筋の中からはつくっていかうかということ。なので、どこを特定ということは言っていないが、そういう話をしたという記憶がありますので、ご理解いただきたいと思います。

では、担当部長のほうにも答えさせます。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 市の広報戦略について

ただいまのインバウンドということでもあります。そこが広報というところとまた若干ずれるかもしれませんが、産業建設委員会でも調査したアジアにおけるインバウンド、今回補正でいただいた業務委託の中の多くのところが、そのニーズ調査という部分が当たっております。ここだということではなく、今回のニーズの中で単純にアジアといいますが、一般的な中華圏——中国・台湾・香港、ここら辺を抜かした中でもアセアンの経済共同体、ここだけでも十数か国あります。民族からも 300、言語・方言まで入れますと 700 以上の地域でありますので、単純にここというわけではなく、その中からターゲットを絞った中で、南魚沼にどういうところが合うか。ここを今回の補正で検討する予定になっておりますので、その中には当然ムスリムのことも含まれております。

ちょっと余談になりますが、ITパークでも開発しているムスリムの商品等もありますので、そこら辺も合わせた中で、広報をあわせて検討したいと思っております。以上です。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

失礼いたしました。全体的なところで見ていらっしゃるということで、私のほうでちょっと早合点をしていたようです。

ただ、今おっしゃったとおり、非常に広い中でいろいろな層の方、いろいろな宗教、民族の方がいらっしゃると思いますので、その中で我々の南魚沼市として提供できるものの中でどういうものを求めている方がいるかというのは、そういう今まさにやっているニーズを調べて、それを的確に提供していくというのは、やはり広報の戦略の一番のかなめになるところではないかと私は思っていますので、ぜひこの方法はやっていただければと思います。

では、2番目はこれで終わりますして、3番目、今後のソーシャルメディアの活用についてというところですが、先ほど市長も触れていらっしゃいましたが、動画等の話で、私は動画が一番いいなと思っているところは、どうしてもツイッター、フェイスブック、インスタグラムというのは、流れが速いものですから、ちょっと消えてしまう。なかなか後から入った人は追いきれない。でも、動画サイトでしたら視聴履歴とかで残るわけで、人気が出れば、それがずっとさらに上がっていく。話題になったから再生数が伸びるのか。再生数が伸びたから人気が出て話題になったのかと、ちょっとどっちが先かというのはいろいろあるとは思いますが、そういったところで、ぜひ我々の市においては、こういったところにも力を入れていくべきなのではないかと、私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

全く私のほうでは異議がありません。そのとおりだと思います。湯沢町が非常に力を入れていることはご存じだと思います。皆さんも見ていると思いますが、賞もとっているかと思えます。何の賞だったかは、ちょっと名前は今失念していますが、私も見て、先へ行っているなと思って、ちょっと悔しい思いもしながら見ていたわけですが、

そういうことも含めて、先ほどのご質問のほうに返って行って悪いのですが、例えばそういうことにたけた、きちんとしたそういうことを製作できる皆さんとそういう意味では組むとか、そういう使い分けをしていくべきだなというふうに思っています。一般からの動画もいいのですが、戦略的な動画というのはなかなかそう簡単につくれるものではないのではないかとこの思いがしています。動画は非常に心を打つものがあると思えます。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

お気持ちは一緒ということで、ぜひ、お力を入れていただきたいと思います。またちょっと湯沢町さんの話が出ましたけれども、私実は先ほど YouTube で、南魚沼

市と湯沢町というふうに検索させてもらったのです。そうしたら実は南魚沼市、8年ぐらい前の投稿ですけれども、200万再生いつている動画がございまして、これは民間の方がやったものです。2位がちょっとかなりと言っては失礼ですけれども、落ちて、5万以上再生。ちなみにこれは5万以上再生されているのは、金誠館さんのPVです。

やはりおっしゃるとおり、プロの人間が戦略的につくったものというのは、はまればすごい効果があると思うのです。それと同時にですが、プロではなくても民間でいろいろな動画を上げていらっしゃる方がいっぱいいると思うのですね。そういった方々が南魚沼市のプロモーションをつくるような大会とか、そういったイベントを行うことによって、さらに注目を集める。さらにそういう動画が拡散されるようなことで注目を集めた、そういった相乗効果を狙ったような動きというのは考えていらっしゃるのでしょうか。どうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の広報戦略について

同じような考え方の中で、昨年冬には、例えば国際大学さんで一日コースの南魚沼を回ってもらい、そういうプロモーションビデオを学生さんたちが製作してくれて、世界の視点からつくってもらいコンクールをやったりとか、昨年は高校生、大学生とコラボしてもらって、これもU&Iときめき課系のそういう事業の中で——間違いでしょうか……（「商工観光課」と叫ぶ者あり）そちらのほうは商工観光課ですね、失礼しました。そういうところから大学生、ここの大学生ではなくて、外の大学生とうちのほうの高校生たちと一緒にってもらって、南魚沼の一番の魅力をつくった15秒間のコマーシャルのような画像、これも全部実は市のウェブサイトで見られます。見ておられる方も多いのではないかと思いますのですけれども、こういったことも。

そういうのを含めてやっているのですが、まだちょっとまだちょっとばらばら感があるといいますか、そういう意味では、今、議員がお話しされているようなコンクールとかを一方ではやり、そして戦略的なものもやりみたいところが、あわせ技が必要ではないかなという気がしております。それは私もちょっと今ずっと思っているところがありまして、一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 市の広報戦略について

市長も同じ思いがあったということで、やっていらしゃったというのもありますし、今後もぜひ、力を入れていただきたいと思います。それこそソーシャルメディアというのは、それぞれが重なる部分もありまして、それによってまた拡散していくというところもあると思いますので、市のほうでもぜひ、今後のこれからプロモーション事業ということで渋谷とのイベントもあるわけですから。そういったところのやつをまた動画で撮って、それを拡散していくというのは当然考えていらっしゃると思いますけれども、やっていく。これはちょっと市内広報の話になりますが、それをまた市民の方が見ると、市がどういうこ

とをやっているかというのを目で見えてわかるような形になると思います。また最後になりますが、市長、この間フェイスブックの話も出ましたけれども、本当に継続は力なりで毎日更新されていて、大変その点はすごいなと思っていますが、ぜひ任期中は絶対に更新をとめないように頑張ってくださいなと思っています。それではこれで質問を終わりたいと思います。

○副 議 長 質問順位 17 番議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 傍聴の皆様ありがとうございます。それではこれより通告に従い複合型一問一答方式にて質問いたします。

1 ハラスメントの防止・対策の推進について

まず、大項目 1 点目、ハラスメントの防止・対策の推進についてであります。世界的に性被害を告発する「#Me Too」運動が広がる中、国際労働機関 ILO は職場でのセクハラや暴力をなくすための国際基準の枠組みについて、拘束力を持つ条約制定を目指しております。

国内でもフジテレビプロデューサーのパワハラ減給処分、狛江市長のセクハラ辞任、財務事務次官のセクハラ辞任など、ハラスメント問題が続いています。県内でも魚沼市職員 2 人がセクハラとパワハラにより戒告懲戒処分されました。先日の知事選応援演説でも女性蔑視と受け取れる発言があり、抗議声明が出されました。これだけ多くの問題が続くのは、職場や地域で指導的、責任ある立場の人たちの理解が進んでいない現状があり、このことに市民の関心も高まっております。

第 3 次南魚沼市男女共同参画推進計画の重点目標 9 に、ハラスメントやいじめの防止・対策の推進が挙げられています。この中でハラスメントやいじめといった人権侵害は、人権擁護への無理解や軽視から発生しているものであり、ドメスティックバイオレンス——DV と関係する事例があると書かれています。ハラスメントという言葉は DV に比べ軽い問題のように捉えられがちですが、立場と力関係の優位性を利用して執拗に追い込む行為は悪質であり、被害者にとって深刻な苦痛であります。ハラスメントや差別のない誰もが住みよい南魚沼市にするためにも、命や健康に直結する重大な問題として未然防止に取り組む必要があると考えます。

そこで、次の 2 点について質問いたします。(1) この計画の中では、人権侵害の発生を未然に防ぐとともに、相談支援を行います、とあります。セクハラ、パワハラ、マタハラは 2 次被害の心配もあり、声を上げること自体が高いハードルと言えます。一般企業では本人が特定されたり、相談者に不利益を与えないような仕組みで、内部通報制度としての社内相談窓口や法律事務所を社外相談窓口として設けている企業もあります。市では関係部署と連携し、情報の把握共有をして相談体制が充実しているとのことですが、相談窓口での現状把握とプライバシーへの配慮は十分であるかを伺います。

(2) この計画には、人権意識を高め、差別や偏見のない、男女がともに支え合う地域社会の構築を図るため、あらゆる機会を捉えた啓発が必要とあり、リーフレット配布やポ

スター掲示をしているとのことですが、ハラスメント加害者にはそんなつもりはなかったという認識の甘さがあり、ハラスメントという言葉は広まっていますが本当の理解は進んでいないのが現状だと感じます。

そこで、以前は弁護士によるハラスメントの定義や、裁判になった事例や証拠となるメモの残し方など、具体的な話を聞く学習会がありました。このような理解を深め意識を高めるための具体的でわかりやすい啓発活動は継続して実施されているかを伺います。演壇からは以上といたします。

○副 議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えていきます。

1 ハラスメントの防止・対策の推進について

まず、ハラスメントの防止・対策の推進であります。1点目の、市の相談窓口での現状把握、またプライバシー配慮は十分かということの問題であります。

平成29年に策定をしました、先ほどもお話しがありました、「第3次男女共同参画基本計画」の中では、ハラスメントは人権侵害であるとして、その対策を重点目標の1つに掲げ、防止するための啓発活動や相談支援に取り組んでいます。大変重要な問題だと思っています。私どもの市役所も1つの事業主として、特定事業主行動計画というのを定めさせてもらってしまして、ハラスメントの防止に庁舎を挙げて自分たちの問題として、これは取り組んでいるところであります。基本計画の目標の達成に向けて、毎年それぞれの担当課でそれぞれに目標を立てて、PDCAサイクルを回しながら取り組みを進めています。これは私も見させていただいております。

昨年度の市に寄せられた具体的な相談件数というのは、新規分として申し上げますけれども、児童相談が45件、それからDVの相談が10件、相談内容が非常に総合的でありまして、また多様なハラスメント——ハラスメントと言っても簡単ではありません。いろいろな形態がありますね。これに関する相談内容がこの中には含まれております。なかなか区分を分けにくいというところがあります。市役所内で相談を受ける場合につきましては、プライバシーに配慮させていただいて、今は個室の相談室を使用してやっております。これは前になかったのですね、昨年でき上がったものです。1階の相談室については昨年できたものであります。今後も相談内容を関係機関と情報共有するなど、連携しながら切れ目のない相談支援を行ってまいりたいと考えております。

昨今、お話しのとおり全国の市長がバタバタとこの問題でやめたり、また大変苦しい答弁をしていたりというのを見るにつけ、非常に恥ずかしいことだなと思いつつ、またでもそういう世の中になって、当然のことであるというふうに思っているところであります。

2つ目の啓発活動の件です。ハラスメント防止の意識啓発のため、各学校を回りチラシ配布とともに相談窓口の周知、相談窓口があるのですよということで周知する。そして情報共有や連携の確認、なかなか個別、ばらばらではいけません。なので、こういうことを

行っております。そして道徳の時間、学級活動、児童会、こういったものの活動など、あらゆる教育の場を通じて、いじめ防止の啓発も行いつつ、これは同じところが根にはあるのではないかと感じておきまして、意識の高揚を図っているというところであります。

このほか相談業務に携わる職員につきましては、女性の相談や児童虐待、自殺対応などの研修、これはやはり同じ部分があるのだらうと思いますね。こういうところの研修に参加をしてもらい、知識の習得、そういうスキルアップを図っているというところであります。以上であります。

○副 議 長 一般質問の途中でありますけれども、米山部長がご家族の不幸のために退出しましたので、ご了承をお願いします。

○副 議 長 一般質問を続けます。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

相談件数、現状把握のほう、DVについては10件ということで伺いました。個室も1階のほうに用意をしたということです。魚沼市の職員の件について言いますと、外部からの相談ということは、そういう相談室でというようなこともあると思いますけれども、中で、魚沼市のは処分されているのは職員ですので、被害者も職員であります。相談については、メールで入れたということです。署名のメールが届いて内部のほうで調査をして、12月ぐらいのものが今報道されたということで、かなり調査をしたということだとは思いますが、内部の中で相談をする、声を上げるというのは、またこれが大変なことだと思えます。やはり軽く考えたり、扱い方ということについても、その後の仕事がやりにくくなるのではないかと。人間関係が難しくなってしまうのではないかと。そういったことが一番心配される場所だと思えます。それでなかなか声を上げられないということだと思えます。

民間の企業では非正規職員は特に弱い立場でありまして、妊娠すると契約更新前に退職を迫られたりということもあります。魚沼市の問題も、俺が雇ってやるというパワハラ発言があったということで、弱い立場の臨時職員でも声を上げやすい対策をとることが重要になってくると思えますが、当市のほうでは、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

魚沼市についての報道は非常にショッキングだったと思えます。今、議員がおっしゃった内容ですね。大変、2人処分を受けたということでもあります。こういうことはまだあるのかなという感覚が私にはあります。氷山の一角であってはならない。当市も非常に注意をしながら、こういったところは職員が総じてみんな心がけていると思えますが、総務部の人事のほうも含めて、そういうことは常に職員の間で発信もし見落とすなということや、注意喚起をきちんとしているところであります。

私は、これちょっと言えませんが、非常にこれは大きな問題で、相談できる環境、そし

てそれが守秘ですね、秘密が守られることを含めて、我々も心を砕いてまいりたいと思っています。簡単に言えば、子供のころ私のうちは商売屋だったものですから、こういう場面も、昔の人たちは結構言葉の中でいろいろなことありました。自分の娘が言われて、されて、いいと思えるか。そして自分の妻にされて、言われて、いいと思えるか。そのところを考えれば簡単なことですが、非常に幼稚な人間が多いのだなというふうに思っているところであります。私はそういう感覚です。気をつけてまいりたいと思っておりますが、必要があれば、どういうふうにやっているかとか。

○副 議 長 副市長。

○副 市 長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

先ほど市長が申し上げましたように、人事担当係は、これは職員のためのことを、あるいは臨時さんもそうですけれども、担当している部署でありますので、そちらのほうで十分相談はできると思いますし、いわゆる秘密については、セクハラのこと、あるいはパワハラのことばかりではなくて、例えば疾病の問題とか、そういうことで担当課長に相談はありますので、こと職員に関して言えば人事担当のほうで対応するという形になっております。以上でございます。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

これは、やはり本当に相談窓口というものがあっても、なかなかそこに相談をするということ自体が難しく、一般の企業では社内報とかそういうものに毎月そういうシリーズを入れて内部統制、こういうものがあると事例をきちんと入れてわかりやすく説明をしたり、何かあったときにはこういう窓口があるというようなことも周知しているところですが、どんなに窓口が充実しても相談しにくい雰囲気があっては、それが生かされることはないのだと思います。

ですので、お互いに注意し合う、見逃さない、見過ごさない。そしてその方が、後で茶化されたりというようなことがありますとすっかり懲りてしまいますので、そういったことがないように注意をしていくということを、市長は大変このことについても高い理念をお持ちだなというふうに思いますので、朝礼とかそういった場で、事あるごとにそういった話もまたしていただけると。今は本当にちょっとしたことでも許されません。そういったところがやはり昔と同じような気軽にというようなことが通用しなくなっておりますので、その辺もお話されていただけるといいのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

先ほど言えばよかったのですが、2点ほど。まず1点は、実は皆さんはあまりご存じないと思いますけれども、市長という立場は全職員の自己申告書という名前の、これは何を書いてもいいのですね。いろいろ聞いて書いてもらう部分もありますし、いろいろ

なことを告発も含めて全部書いてもらいますね。これを私は幾晩も徹夜して読んでいます。全部というとは実はものすごい数なんです。これを見落とさないように、また、どこかにその芽があるのではないかということは、複数の目から、例えばBさんがAからそれを受けていたとしますよね。それを見ているCやDの人も書き込めるわけですから、非常に複数の目から見て、その職場が風通しがいいとか、そういうことを私の目からも確認しながら、私だけではありません。主要な何人かですけれども、それ以外のところは人が見られないというものがあります。

そして、事あるたびとは言いませんが、ときどきにおいて、市役所の職員には、どんなことでもいいので、私のメールは開放されておりますので、気づきやそして提言とかも含めてですけれども、どんなことでも私のところに直接、全ての上の役職を飛び越してもいいので、私のところに必要があればメールをよこせということは常に言っております。そういう信頼関係がなければよこしてくれないと思いますが、そこを保っていただけるかどうか市長の役目だと思います。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

大変よくわかりました。民間企業が持っているようなそういった自己申告という方法もとられているのだなというところ、わかりました。

それでは、(2) 番のほうに移りますが、2 番のほうの啓発ですけれども、政府のほうでは、中央省庁の幹部職員にセクハラ研修の受講を義務づけ、セクハラ防止や理解促進につなげる方針ですが、当市のほうではそういったことを今後また新たに——やはり役職者が変われば全体が変わると思います。そういったことに力を入れて考えていくことがあるかどうかについてお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

先ほど、私のほうのできるということのはちょっとお話ししたつもりなので、先ほどから話をして、例えば知識の習得とかスキルアップとかそういうものの考え方、こういうことは人事のほうで職員に対してやっておりますので、ちょっとそちらのほうに答えてもらいますのでよろしくをお願いします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

研修に関しては、管理職並びに係長研修もあるのでありますが、総合事務組合のほうの研修に、新しく管理職になった及び係長になった任の研修がありまして、そちらのほうで当然項目として、ハラスメントの防止という項目がありますので、そちらのほうで研修を受けております。以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

わかりました。先ほどの話の中で私が話をさせていただきました学習会ですが、これは男女共同参画のほうで市民会議と庁内会議等で合同で以前にやっていた会ですけれども、そこはとてもわかりやすかったのですね。弁護士という専門職の方から、実際にどういう事例が寄せられるのかというような話がありまして、簡単なメモでも日記でもそういったものを手書きで書いておく。それがかえって証拠になっていいのだ、裁判ではこういうことは裁判で上げられる。もうほとんど8割方、裁判は訴えた方が勝つそうです。訴えた方が勝つということですので、証拠がきちんと残っていることがいいというお話もあったのです。それは市民も職員も一緒にそれを聞いて学習することができたわけですけれども、そういったことがまた継続されているかどうかについて伺えますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

この点につきましても、担当のほうから答えさせますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

田中議員がおっしゃった今の話は、恐らく平成24年ごろに市民会議の主催で行われて、庁内の職員も参加した黒岩先生のハラスメントのセミナーだったかと思います。私もその記憶がございまして、非常にわかりやすい研修だったなというふうに感じております。そんな中でそれが今でも継続しているのかというお話ですけれども、市民会議と庁内の男女共同参画の取り組みは、いわば両輪の和というような形の中で取り組みを進めておりまして、今でも合同開催という中で研修やセミナーを開かせていただいているところです。ハラスメントばかり毎年やっているかと言われると、そうではないのですけれども、最近ではデートDVとか、そういったところも含めて合同で研修をさせていただいております。以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ハラスメントの防止・対策の推進について

市民も行政のほうも一緒に研修ができる、同じ認識を持つということもとても重要だと思いますし、今、世の中でこれだけ話題になっていることですので、またこの辺を取り上げていただけるといいのかなというふうに思いますので、その辺を期待しまして、大項目1点目は終了といたします。

2 公共施設の受動喫煙防止対策の強化について

大項目2点目、公共施設の受動喫煙防止対策の強化についてであります。3月議会において、同僚議員の質問に対しての答弁を聞いていますと、国の健康増進法が改正されるまでは、具体的な受動喫煙対策として、いきいき市民健康づくり計画の見直しや、市独自の積極的な取り組みをするお考えはないというふうに私は理解いたしました。このいきいき市民健康づくり計画を見ますと、市の管理している公共施設での敷地・施設内禁煙対策の強化について、平成24年3月の中間評価で80%となっており、課題としては、公共施設

での禁煙・分煙対策が不十分であり、徹底する必要があると書かれています。

そして3月議会の答弁によりますと、敷地・施設内禁煙対策済みが89%であり、121施設中13か所は空間分煙を整備しているとのことであります。6年間で9%しか進んでいないことが明らかになりました。非喫煙者が受動喫煙すると、肺がん、脳卒中、心筋梗塞、呼吸器系疾患、ぜんそく、認知症、乳幼児突然死症候群等、多くの病気のリスクを高めるとの指摘があります。たばこに含まれる有害物質は4,000種類、PM2.5の発生源とも言われています。さらに近年では、喫煙後30分は呼吸や髪や衣服から周囲に拡散するという恐ろしい指摘もあります。空間分煙だけでは不十分とのことです。本人の意志によらない受動喫煙は、健康と人権の観点からも早急に防止対策徹底が必要と考えます。

そこで(1)、たばこは嗜好品ですので、吸う自由もあるわけですが、吸わない自由が今は確保されていません。毎年、春先に話題になります杉花粉症ですが、くしゃみ、鼻水、鼻づまりで夜も熟睡できない状態が1か月も続くと日常生活にも支障を来します。アレルギー性鼻炎の患者にとって、受動喫煙は季節に関係なく同じ症状に悩まされる大変つらいものです。嫌だと言えない非喫煙者もいることに配慮した対策が必要です。受動喫煙は健康被害につながる人権侵害と考えますが、市長の見解を伺います。

次に(2)、本庁舎には以前1階にも喫煙所があり、昨年までは2階にもあったとのことですが、現在は3階の議員控室と本会議場の中間にあります。市民に開かれた議会を目指し、少しでも多くの市民に議会傍聴を呼びかけている中で、階段を上がってすぐの、傍聴者が記帳や休憩する場所のすぐ横を喫煙者が頻繁に出入りしています。これで、市が地域社会全体で禁煙に取り組む環境づくりやたばこの健康への影響について啓発・普及するという取り組みに力を入れていると市民が実感できるでしょうか。一般企業でも建物の後ろに専用プレハブを建てたりして喫煙者の利便性ではなく、吸わない人が近寄る必要のない場所へと配慮しています。多くの市民の目に触れるこの場所に設置している選定理由を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の受動喫煙防止対策の強化について

田中議員の2つ目の質問であります、受動喫煙は健康被害につながる人権侵害と考えるが、市長の見解ということであります。一般的に言う人権侵害とこれは一緒のことで考えていいのかどうかという、私は思いがいたします。ちょっとオーバー過ぎませんかということでもあります。

現在、学校や病院、児童福祉施設や行政機関については、敷地内禁煙として喫煙を原則禁止としていますが、全面禁煙が困難な場合などにおいては、当面施設の形態や利用者のニーズに応じた分煙などの受動喫煙防止対策を行っています。先ほどからご指摘の庁内のことも含めて、こういうことで進めているというふうに思っています。将来的には公共施設は全面禁煙の方向であることは認識をしていますが、私個人の思いがどうかということとは別にして、そのためには禁煙を地域社会全体が受け入れる環境であることが前提であり

まして、これらの中で進められていくことだというふうに考えております。市民の理解を得ながら進めるということは、双方に言えるというふうに思っております。分煙に力を入れていくということが、今、目指すべきところかなというふうに思っております。

大変失礼しました。選定理由でしたね。2つ目の、喫煙室は例の議員控室と議場の間に設けてありますがということですね。3階のこの喫煙室が設置されたのは平成22年だったのです。私が議員になったときにはありませんでした。平成22年にあそこにつくられました。そして平成22年までは本庁舎事務室などは分煙となっておりましたけれども、議員控室、そして理事者控室は常時喫煙可能というふうな状況でありました。3階の喫煙室を設置した際に、議員控室は禁煙となりました。そして理事者控室につきましては、本会議開催日以外は禁煙となっています。

現在、理事者控室は、本会議中の休憩時間のみ喫煙可能というふうにしております。職員用の喫煙室は既に2階にあったこともありまして、3階の喫煙室は、原則、職員は使用禁止というふうにしてきたものですが、過去は、議員、そして来客者用として位置づけていたものであります。

そして現在は、できるだけ受動喫煙を排除するため、及び喫煙する職員の減少から——少なくなってきています——2階の喫煙室を廃止させていただきまして、庁舎内としては、事務室からなるべく離れている3階の喫煙室のみの運用としています。

議会の開催の日数やいろいろなことを勘案して、議員がおっしゃることはよくわかりますが、あの場所に今集約をさせていただいているということでもありますので、当面の間はご理解をいただきたいというところでございます。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 公共施設の受動喫煙防止対策の強化について

1点目につきましては、大げさだという市長の見解……（何事か叫ぶ者あり）その点については、そこまでは大げさだということですので、そこは見解の相違ですので、どこまで行っても次の答えはないと思います。

(2)のほうですけれども、当分の間はまだその場所のままということですが、やはり3月の議会のとときの答弁と変わらないなというふうに感じます。それ以外の点、もう1点ですが、一般企業では、喫煙室の吸い殻は喫煙者が当番で掃除すると徹底しているところもあります。手袋やマスクで完全防備しないと、たばこの灰を吸い込んでしまいます。先ほども申しましたように、喫煙後30分はその方からいろいろ拡散しているという事情もありますので、喫煙室の中の掃除というのはさらに危険であるというふうに考えられます。本庁舎の喫煙所の掃除はどなたがされているのか伺います。

○副 議 長 田中せつ子議員に申し上げます。複合型をとっていますので、一問一答ではないので、両方まとめて結構なのでお願いします。答弁を求めます。

市長。

○市 長 2 公共施設の受動喫煙防止対策の強化について

大変申しわけありません。市長としてはわかっておりませんので、わかる職員に答えさせていただきます。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 2 公共施設の受動喫煙防止対策の強化について

庁舎の清掃をお願いしているシルバー人材センターの方をお願いをしております。以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 公共施設の受動喫煙防止対策の強化について

それでは、職員であっても誰であってもやはり健康が一番でありますので、シルバーさんがやったださっているということであっても、その方のまた健康も考えていかなければいけないのではないかと思いますので、この辺についてもさらにまた改善を考えていただけるとありがたいというふうに期待をしまして、大項目 2 点目終了いたします。

3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

それでは大項目 3 点目、企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後についてであります。昨年 12 月議会補正予算の 700 万円で雪を保管し、3 月議会の本年度一般会計予算には、世界に雪国ブランドを発信する企画プロモーション事業として 1,500 万円が計上されました。私ども市民クラブ会派としましては、雪の利活用、雪国文化など雪の魅力を発信するというこの事業趣旨には賛同しますが、予算額の根拠となる具体的計画が乏しいということで、1,500 万円を 500 万円に減額する修正案を提出いたしました。修正動議は賛成少数で否決となりましたが、夏までどのくらいの量の雪が保存できるのか。都心まで何に詰めてどのように運搬するのか。現地ではどのようなパフォーマンスができるのかなど、この事業の全体を注視しております。

今議会には、6 月 3 日に「第 2 回渋谷おとなりサンデー」に出店し、7 月には「雪の市民会議 in 南魚沼」にも取り組むことが示されました。昨日の同僚議員への答弁では、ほかにも今年度の事業計画が示され、具体的に進んでいることがわかりましたが、事業ごとの費用は明確になりませんでした。

もう 1 点気になるのは、市民への説明不足です。3 月議会では、ご当地ナンバーに関するアンケート集計結果も示され、市民にとって雪国のイメージがよくないということも明らかになりました。だからこそ雪を当市の宝として戦略的に売り込みたいということであれば、まず、市民が雪国へのコンプレックスを解消し、誇りに思えるよう、市民への PR も平行して進める必要があると考えます。そこで次の 3 点について伺います。

(1) 「第 2 回渋谷おとなりサンデー」には、何を出店しどのような反応があったか、費用対効果を伺いますが、昨日もご答弁されておりますので、費用とトラブルなく予定どおり行われ成果があったかを中心にお願いいたします。

(2) 予算 1,500 万円の具体的根拠となる今後の事業計画見込みを伺いますが、これも事業計画は昨日ご答弁いただきましたので、予算内で収まるのか、事業ごとの経費見込み

を簡潔にお答え願います。

(3) 近隣の魚沼市や湯沢町では、ずっと以前から夏場に保存していた雪を使って楽しいイベントを開催してきました。当市では民間企業が雪室を使った商品には力を入れているものの、多くの市民が実際に体験する機会はほとんどありませんでした。ようやく7月の市の市民会議、「雪の市民会議 in 南魚沼」では、定員60名で利雪施設と観光施設の見学が予定されていますが、それも関心がある人の参加に限定されると思われます。この企画プロモーション事業は、市民にとってこれほどの予算をつぎ込むべき優先的事業か。市民がメリットを実感できる事業にふるさと納税を使ってほしいという声も一部にはあります。

先日行われましたグルメマラソンには全国から約5,000人のランナーが参加し、その家族や応援者や地元ボランティアに、グルメ村を目当てに集まる市民など、大勢が八色の森公園で盛り上がりました。その開会式で、市長はこの企画プロモーションの話をされましたが、市民は聞くだけでは関心が沸きません。雪の冬のスキー場利用は限定的ですが、暑い時期に実際に見て触れてこそ、雪の利活用や魅力も実感できるものだと思います。今後、市民への理解促進のために、真夏の兼続公まつりや多くの人が集まる市内のイベントでも、雪の利活用を話だけではなく発信するお考えはあるかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

田中議員の3つ目の質問に答えてまいります。なかなか自分もここでしゃべるのは、非常に後にも将来に残っていく言葉になりますので、なるべく慎重にしゃべっているつもりなのです。なので、事前にやはり原稿用紙に、これはかなり時間をかけて原稿を練っているのです。なので、急にはしよれないところもありますので、その辺だけはちょっとお許しください。

まず、渋谷の初台で開催しました、議員がおっしゃっていただいた「第2回渋谷おとなりサンデー」に出店しました。費用対効果ということですがけれども、要した費用はおとなりサンデーだけですけれども、全部で約180万円という担当課から報告が上がっています。今回の出店は、これまで経験したことがない雪をエネルギーとして活用する、ただ単に雪遊びで滑り台をつくったとかそういうことではなくて、テーマを持って今回行っているわけですね。これは今までなかった視点だと思います。そういう内容が主です。

参加者の中からは、非常にスポットエアコン——要するに雪室のミニ版で、雪室の効用というか、こういう仕組みですというのをわかっていただきながらエアコン化して涼んでいたのですね、例えばそういうこと。想像以上の涼しさに驚いたという声とか、さまざまなお意見をいただきました。もし必要があれば、ご質問いただければ、また担当のほうからも答えてくれるかと思いますが、細かくはたくさんいろいろな声が上がってきました。

今後、これらのエネルギーとしての雪の魅力について、イベントなどで試験を重ねなが

ら情報発信していきたい。3月議会でも、12月の議会でも多分、言っていたと思うのですが、これをなかなか例えば事業を積算して、こうであるからこうしますと、きちんと出せないということを、私この席から、おわびも含めて申し上げます。研究費的な扱いでぜひ許してくれという話を、私はもとからしておりました。でも、徐々にこういうことをやろう、こういう会に出ていこうということは決まりつつできています。ただ、まだ歩きながら、走りながらという段階でありますので、相手もありながら、果たして出られるのかとか、いろいろなことを交渉しながら実はやっています。

なので、今後ご理解をいただきたいと思っていますところであります。費用対効果というのは、言うはやすく、なかなかできかねるというところも正直ございますので、よろしくお願いします。しかし、予算の中でこれをやっていこうという努力をさせていただいております。

具体的な根拠となる予算の事業計画見込み、清塚議員の一般質問でもお答えしているのですが、今後の予定としては、まずは7月21日土曜日ですが、渋谷の非常に人混みといますか、渋谷の顔の場所ですね。忠犬ハチ公の銅像のある近くの交差点から東急の付近で行われる渋谷盆踊り、非常に大きなイベントです。それと8月第1週の週末に恵比寿ガーデンプレイスの時計広場におけるPRイベント。

もう一つは、清塚議員のときにお話をしたと思いますが、急に降って沸いたようですが、これは非常にスピード感を持って今ものが動き始めているなど、ちょっと感じさせてくれる、うれしいことなのですね。来年あたりできるかなと思っていた、非常に大きな国際大会のある種目の競技の、それもやれる場所がすばらしい場所なんです。そこで、この夏、我々が雪を持ち込んでアピールができ、来年、プレオリンピックですね来年は、ここでその会場や周辺会場でできるか。

そして、本番の2020年に本当に出ていけるか。確定があるわけではないのです。本当に闇の中を歩いているような感じも、正直言ってまだあるのです。ただ、そういう道筋ができるために、ちょっと早いですが、ことしできるかどうかということで、非常に喜んでいますが、大変なんです。雪もあれば補正で削られなくてよかったなと思っています。とても雪が足りません。今現在も足りないぐらいな感じです。なので、断っているものもあるのです。

そのぐらいに、我々当初はわからなかったのです。3月議会ですんなりまで全部わかっていれば、もっとつけてください、逆ですということを言えたのですが、そうではありませんでした。やってみて、この事業に絡んでこられるかなと思う人たちからの声も出てきているわけです。なので、その辺でぎりぎりの線で予算をつけてもらったという認識であります。

3つ目のことであります。費用ですね、渋谷盆踊りでは多分200万円とか、恵比寿ガーデンプレイスでは500万円。これはなかなか広告エージェント等も絡むようなイベント化の中では、我々が想像している以上にやはり予算の支出が必要になってくる場合もありま

す。これらも含めてなかなか積算というか、そういうことができないということ、ということなのです。場所によっては、ただで出られない場所もあるのです。そういうこともあるのです。そういうことをご理解いただければと思います。

それから3番目の、市民に向けての理解を進めるためにやってほしいということ。市内におけるイベントとしましては、例えば南魚沼市の観光協会とか、東日本高速道路株式会社ですね、NEXCOと連携をして、関越自動車道の塩沢石打サービスエリアにおいて、帰省客等の層をターゲットにした雪に触れていただく内容で実施する方法、これらもちょっと今考え始めています。市内の観光施設での雪を活用したPRなどが考えられます。

しかしながら、今年度については先ほど申し上げたとおり、今申し上げたイベントで雪がなくなるようです。なので、今、議員から指摘された点は、私もそういうふうに思い始めていまして、うちの市民の皆さんに、向こうに何で持って行くのだということをよくわかってもらう、見てもらう、体験してもらうことなので、これについては来年考えてみたいと思っております。そのときには、ぜひとも予算を通していただきますようによろしくお願いいたします。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

まず、1点目のところですが、180万円であったということです。私もあそこにこの後、議会前ですね、行って見たのですけれども、木質チップ50センチをかけてあって、その上にネットを張って、そして周りに重りをつけたような割に簡単な感じの保存で、裾がちょっと1メートルぐらい引っ込んでいたので、運んだんだなというのはよくわかったのですけれども、1回で大体どれぐらい運ばれたのか教えていただけますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

これは、詳細は当然わかっておりますので、担当部のほうから話をさせます。加えると、今回は陸送といいますか、トラックで運んでいますが、将来的には、この間、清塚議員も話したように、エコのエネルギーをアピールしようとしているわけですから、基本的には化石燃料等ではない、エコの輸送手段をとっていきたいという目標を持っていますが、今回はトラックで運んでいます。量については、答えてまいりますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

今回運びました量は、5トンということになっております。以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

雪山を見てみますと、割と今の時点では以外に減っていないなという感じで、ただ、周りはやはり雪が解けて水が出ていますので、これから梅雨時になって雨が降って、これで

どれぐらい解けるのか。また、真夏になってかんかんと日がさしてどれぐらい解けるのか。最終的にどれぐらいなのかというのは、やはり1年通してみないとわからない。市長がおっしゃった、試験的にやっているということは見ていてもわかります。

1点目の渋谷おとなりサンデーですが、狙ったとおりにできて、担当課のほうの実際にやってらっしゃった方々にとっては、予定どおりにできて、これはまずまずうまくいったなという感じなのかどうか、というところをお願いできますでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

これは、直接行った担当課、担当課だけではないですけども、のほうから答えてもらいます。実際の感触ですね。

○副 議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

感触というお話でございました。当日、私どものほうでは、ご来場いただいた方にアンケートをとらせていただいております。そのおとなりサンデーにお見えになった方の中から83名ほどアンケートにご協力いただきました。回答者は30代から40代の方が約74%ということで、92%の方は東京都内にお住まいの方がご回答いただいたという内容になってございます。

南魚沼市を知っている方というのは、94%いるのですが、なかなかこちらのほうにおいてになったという方は、少のうございました。21%という結果がございました。その中でも今回は雪のイメージをどのようにお考えかということで問いましたところ、ウィンタースポーツやきれいなところであるというふうな方で半数の回答がある。

ところが、雪の悪いイメージ等も、除雪が大変とか、自動車の運転が大変というのもいただいたのですが、その会場においてになりまして、こちらのほう、雪の活用方法がこんなことがあるのを知らなかったというところで、雪室で食材が保存できるイメージはなかったと。芋が甘くなることを初めて知った。雪のパックで簡易的な、首にかけたりして簡単に涼むというような体験もしていただいたのですが、そのような形でエネルギーとして使えるということを知ったということで、その後、もしこのようなイベントがあった場合はまたお見えになりますかということも聞かせていただいたところ、大変満足だということで、90%の方からお答えをいただきまして、また来たいと。近隣であればまた情報が欲しいというようなお答えがありました。

ですので、このたびの雪の活用という意味で関していえば、大変成果があったということで課のほうは考えていますし、このイベントのあった地元の地域の方の反省会があったのですが、やはり雪のインパクトがすごかった。昨年度が初めてなのですが、今年度は大分お客様もお見えになったという評価をいただいております。以上です。

○副 議 長 質問者に、総時間50分を経過しました。残り9分ぐらいとなっておりますので、まとめてください。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

大変意義があったのだなということはわかりました。市民にとって、これだけの費用をかけることに意味があるかとか、市民側から考えましても、やはり移住・定住交流人口が増えると。こちらのほうに観光で来てお金が落ちたり、来てみたらいいところだなということで、それが移住につながる。割と移住された方に聞いてみますと、何回か来てみたらとてもいいところだと思って、こっちに住むことにしたという方がいらっしゃいます。結婚でこっちに来るといの方もいらっしゃるの、こういったきっかけになるという意味では、やはり大きなインパクトがあったのだなということを感じました。

2点目のほうも、予算内で収められる。その範囲で、雪がなくなったり、予算がオーバーするようであれば、それはもうお断りをするというような考えだということも伺いましたので、2番についてもわかりました。

3点目の、地元のほうでのことですが、今、雪が足りなくなるかもしれないというようなことですので、そうなりますと、その中からまた、この地域での兼続公まつりであったり、大勢が集まっているところに雪を、ことし使えるかということは、ちょっと厳しいのかなと思うのですが、来年度以降について、そのことも含めて考えていただけるかどうかについて最後1点伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

ことしはちょっと難しいかもしれませんが、雪の解け具合とか、みんながうーんという顔をしています。だから、ちょっと難しいかもしれません。来年のうちのほうでやる場合、例えばグルメマラソンなんかいい場所かなと思いますし、道の駅とか、ふだんのとときの八色の森とかで、例えばそういうところに雪があってもいいなと思います。ただ、量をいっぱい取るというのはお金もかかりますので、どういうふうにできるか。まだ簡単なことは言えませんが、いろいろなことを考えていいのではないかと。

ただ、雪遊びをするという意味ではなくて、やはりその仕組みを、こういうのを世界にアピールするのですよということを知ってほしい。そういうことに使えればと。ことしの7月6日のシンポジウム、雪の市民会議、雪室サミットですね。ここでもいろいろなアピールをしていきますが、我々のところで雪の貯蔵というのは実験を始めています。例えば一緒にプロジェクトに参加する皆さんが、南魚沼市に雪室をとっておく分については委託があるかとか、そういうことも含めて、量というのはこれからすごくいろいろなことを考えていく。そのためのデータ取りの、ことしは1年だったということで、あれもこれもやってみたいのですけれども、予算等も含めて、とっておいている雪の量というものもありますので、その中で考えてやっていきたいと思えます。来年に向かっては、またそれを精査して組み立てていくということになるかと思えます。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3 企画プロモーション事業の具体的進捗状況と今後について

先ほど市長がおっしゃいました、高速道路東日本、ここは前からそういったことは確かにやっているのですよね。あそこでやっていますので、そういった民間、ほかの事業所とか、ほかの市町村とも連携するということもまた広がっていくのかなというふうに思いますので、その辺も検討していただけることを期待しまして終わりにします。

○副 議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。休憩後の再開を3時10分といたします。

[午後2時50分]

○副 議 長 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

[午後3時10分]

○副 議 長 なお、新潟日報社からカメラ撮影の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

○副 議 長 質問順位18番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴者の皆様、大変ご苦労さまです。新人議員の梅沢道男でございます。6月議会の一般質問最後ということで、先輩議員がこれまでやってこられた雰囲気をも最後でだれさせないように一生懸命やりたいと思います。よろしく申し上げます。今回は、大項目3点について質問をさせていただきたいと思います。

1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

まず、大項目の1点目、会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等についてということでございます。これまで地方財政の厳しい状況がずっと継続する中、地方行政の需用は多様化とともに増加の一途をたどってきました。総務省の調査では、臨時・非常勤職員は平成17年の45万6,000人から、平成28年には64万5,000人と、この11年間で約19万人も増加し、臨時・非常勤職員は、地方行政にとってはなくてはならない存在となっています。

しかし、その任用等については、制度的に必ずしもこれまで明確に定められていなかったため、制度の趣旨に沿わない任用も行われてきたという実態があります。このような状態を改善するため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、その施行期日は平成32年4月1日となっています。この地方公務員の改正内容は大きく2点ございます。

1つ目が、特別職の任用と臨時的任用の厳格化でございます。まず、特別職の任用については、制度が本来想定する専門的な知識・経験等に基づき、助言・調査等を行うものに厳格化をされました。また、臨時的任用職員の対象についても、国と同様に常勤職員に欠員が生じた場合、これに厳格化するものとしたものです。

そして2つ目が、一般職の非常勤職員これの任用に関する制度を明確化し、新たに会計年度任用職員と位置づけ、期末手当等の支給も可能としました。そこで伺います。地方公務員法及び地方自治法の改正は、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則、これを基本としながらも、地方自治における臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化を図るととも

に、職務級の原則に基づき臨時・非常勤職員の待遇改選と雇用安定を図ることで、行政サービスの質の確保を図るものと考えますが、この制度改正に対する市長のご認識を伺いたいと思います。

次2点目、会計年度任用職員制度に対する総務省の制度導入に向けた事務処理マニュアル、これによれば、2020年4月1日の法施行に向けて、2019年度から募集を開始すると。それには関連条例等については遅くとも2019年の3月議会において成立する必要があると思いますが、現状における当市の制度移行に向けた計画の進捗状況、それと今後のスケジュール等についてお伺いをいたしたいと思います。

また、この制度改正については、職員団体等との十分な交渉や協議が必要になると思いますが、これらに対するスケジュール的な配慮については、どのようにお考えなのか、これについても伺いたいと思います。

次に3点目、この制度移行に当たっては、公共サービスの安定化を図るためにも、経験とスキルを備えた、現に働いている臨時・非常勤職員を会計年度任用職員に移行することが、住民サービスの維持や向上につながるものと考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

最後4点目でございます。会計年度任用職員制度の創設は、これまで法の谷間に置かれてきた臨時・非常勤職員の処遇改善がその趣旨と考えますが、当然、地方自治体の経費もかさむことから、国においても検討されていくこととは思いますが、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう市長会を通じて国に強く要請するべきと考えますが、これについても市長のお考えを伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問は4点お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副 議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

まず、大きな1項目目の会計年度任用職員制度の導入に向けた進捗状況などについてであります。1番目から答えてまいります。臨時職員等の雇用安定によって行政サービスの質の確保を図ることが目的と考えるが、市長の認識ということであります。おっしゃるとおり、平成29年5月の一部改正によりまして、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設をされたところであります。臨時・非常勤職員の任用根拠が明確になりまして、任用の適正化が進むものというふうに考えております。この制度の導入によりまして、厳しい財政状況の中ではありますけれども、臨時及び非常勤職員の待遇改善が図られ、人事評価による客観的な能力実証が行われることなどを考えると、行政サービスの質が向上する可能性を感じております。

南魚沼市におきましては、現在、子育て——これは例えば保育園、そして教育——小中学校ですね、そして病院など多くの部署に臨時・非常勤職員がおります。行政ニーズの多様化

や業務量のこれは本当に増加をたどっておりまして、また、合併後の職員のスケールメリットにおける職員の削減というのもずっと続いてきたわけですね。この議場でも、既に正職員のそういう数の問題については限界を迎えているのではないかということは、私はここからも話をさせていただいたこともございます。

これらが、要するに業務量の増加などによりまして、行政の担い手としての臨時そして非常勤職員の役割というのは大変大きくなっているということが言えます。今、全体で 530 ですか。正職員というのは 970 人でございますので、それから比較しても大変その重みというか多さ、業務量も含めた、そういうことで必要になってきているということはこれはもう事実でございます。

制度の導入によって、職務給の原則に基づきまして報酬などを適切に支給されることが求められてまいります。なので、財源の問題はございますけれども、適切に対応していきたいと考えております。

それから 2 つ目の、2020 年の制度移行に向けた進捗状況についてであります。今の進捗状況については、現在、臨時・非常勤職員の任用等の実態の把握を行っているという段階であります。今後のスケジュールをお聞きになっております。大変重要なところでありますが、実態の把握を行った後に、任用、勤務条件などの会計年度任用職員制度の内容についても、よく具体的に検討を行わせていただきまして、お話しのとおり、職員組合と必要な協議を行った上で——これは当然であります。そして、今年度の 3 月定例会、来年になりますと 2019 年ですが、今年度中の 3 月定例会において関係する条例案の提出を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 つ目の、公共サービスの安定化というところをとらまえて、現に今働いている臨時職員、そして非常勤職員を会計年度任用職員に移行すること。これが住民サービスの維持や向上につながるというふうにお考えになっておられて、私にそれを問いておられます。現に働いている臨時・非常勤職員の皆さんをこの制度に移行することによって、それぞれ当該する事務に精通している方々が多い。こういう職員が対応して処遇改善による意欲向上の面も考慮すると、住民サービスの維持や向上につながるという面は非常にあると思います。

しかし、国が示している事務マニュアルによれば、「新制度への移行時においても、会計年度任用職員の採用に当たっては競争試験または選考により客観的な能力の実証を行う必要がある」というふうにされております。選考などを行わずに、今働いているということをもって臨時・非常勤職員をそのまま移行するということは、私はできないと考えております。

4 つ目の、この制度の創設については経費もかさむことから、財政上のきちんとした必要なものを、国に市長会を通じて要請するべきだというふう考えるということでもあります。

この制度の移行によって、条例で定めることにより期末手当の支給も可能となるということでもあります。その財源をどう考えていくのかということが大きな課題があります。任用、勤務条件などを検討する上でも、この財源の問題は大きくかかわる部分であります。

国において地方財政の措置につきましては、検討中という今の段階で、制度はつくったけ

れども、財源はまだこれからですと言っているのに等しいですね。なので、市としましては厳しい財政状況がありますので、これをどういうふうにするか。今後、必要に応じて、議員ご提案のように、市長会を通じ国に要請することも検討したいと考えています。話はいろいろ出てまいります。具体的などころについてこれからもっと加速度的にこのことが市長会、これは県、そして北信越市長会、そして全国市長会がございます。これらで大いに議論されることになる。これはうちの市だけの問題ではありませんので、当然なことではありますが、我々も声を上げてまいりたいと思っております。以上です。

○副 議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

ありがとうございました。会計年度任用職員の問題、そういう意味では、地方自治体における雇用関係の大きな変化だというふうに思っていますけれども、国のほうも国会での総務相答弁なんかを読みますと、これまでの各自治体における取り組みを、そのまま会計年度任用職員にも当てはめていただくことになるというような答弁も実はございます。マニュアルとどこまで整合性がとれるのかという部分もございますが、ぜひまた効率的な運営が可能になるように、やはりスキルという部分は一朝一夕にできるものではございませんで、その辺も含めて、ぜひ、検討をお願いしたいというふうに思っています。

また、これまでの運用ですと、恐らくフルタイムでなくて、若干時間を減らすとか、任用形態によっては、途中で空白期間を少し設けるといような雇用関係があったかと思うのですけれども、これも国の国会答弁では、それらの運用と申しますかは、今後、会計年度任用職員制度については、趣旨に沿わないものであり、国も助言していくといような答弁もございますが、これらの今後の取り扱いと申しますか、その辺について今現在もしお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

私が今の言葉を全部ちょっと理解してしゃべっているかどうか、もしそごがあったら申しわけないのですけれども、その場合はちょっと答えてもらうようにしますが。

制度がよくなりますね。いろいろな議論が国会でされていたりということは、我々も関心を持って見っていますが、見落としている部分もあるかもしれません。ただ、趣旨としてどういふふうに向かおうとしているかというのは、把握して自分でも理解しているつもりですけれども。先ほどの3番目の項目の質問ですよね。そのまま移行するとか、ずっと続けてといふのがありますが、これは制度がやはりよくなっていくわけです。雇用の条件がですね、そのためにまたやるわけです。

同一労働同一賃金と申しますか、そういう趣旨やそして正職と臨職の格差の問題、そういうことが全部ある中で、これが見直されていく中で、制度が改まってよくなっていくということですから、厳しさも持つところもありますけれども、よくなっていく。この中では、労働の公平化、これも非常に考えなければいけない。多くの人が採用試験を受けに来るかもし

れません。なので、そういう部分を勘案しながら進んでいく。非常に厳しい面も持っているのではないのかなという思い。そのまま移行というのはなかなか難しいのではないかなと思いますが、これは担当のほうもいろいろ考えておりますので、ちょっと答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

今度、会計年度任用職員になりますと、フルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員というのができるはずになっています。今のいわゆる臨時さんといわれている、私どもで言いますと一般職の非常勤職員は、正規職員よりも皆さん短い時間で働いているのですけれども、今度は正規職員と同じフルタイムで働くという制度もできるということになります。

その辺は、職場の実情に合わせてフルタイムで働いてもらいたいとか、こちらももらいたい、本人もそうしたいということであればそうなるであろうと思いますし、もう1点は、空白期間の件ですが、雇用側の一方的な都合で、いたずらに空白期間はつくるなどということありますので、その辺は制度にのっとった上でやっていこうというふうに考えております。以上です。

○副 議 長 梅沢議員、一問一答方式をとっていますので、今、市長の認識ですと、3番ということで答弁をされたみたいなので、1個ずつですのでそれを言って、わかりやすいような一問一答でお願いしたいと思います。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

大項目の中に沿っていたつもりだったのですけれども、大項目の2番のマニュアルの関係を少し今、答弁もいただきましたので、触れさせていただきたいと思います。今ほど説明のありました、今フルタイムではなくて若干短い時間の職員がいると。今度はフルタイムができるのお話がありましたが、そうでなくて、今も別にフルタイムは雇用できないわけではないので、ただ厳格な状況がないので、今いろいろな負担の問題も市はあって若干短くしているということでしょうけれども。

今度、会計年度任用職員の制度ということになりますと、今、課長から答弁がございましたように、市の都合ということではなくて、業務的にフルタイムなのか、業務的にパートタイムなのかという、その位置づけというのが、今度は重要になってくると思います。これは本人の意向とかということばかりではなくて、業務的にどうなのだという制度的な区分けが必要になってくると思うのですけれども、これはこれから検討と。今、実態把握をしているという市長のお話でしたけれども、恐らく7月、総務省のほうの調査ですか、恐らく7月中くらいでもう回答しなければいけない調査が来ているのではないかと思うのです。そこで1点、総務省のほうに回答しますと、例えば今後必要になってくる追加的財源なんかも含めて、一遍、国のほうが把握をするというような格好になるのではないかと思っているのです。

先ほど市長のほうからも、職員団体ともきちんと協議しながらというお話を伺いましたが、7月の調査を出すときに、一定程度そこは協議したり実態を示したりしてからやらないと、後になって協議では、もう出してしまったからということになりかねませんので、その辺スケジュール的にどうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

この件につきましては、担当の部課長のほうから答えさせますので、よろしく願います。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

議員がおっしゃるとおり、今、国のほうから調査が来ております。今のところ国からの財源措置とかが全く検討中で決まっていけないようなので、これが調査がいつ、それを見てから国の動向が決まるということになると、これから制度設計をして3月に条例を上げるという日程は、非常にきついタイトなスケジュールになると考えております。ですので、職員組合との協議等はまだ制度設計がしっかりするとか、財源が決まってからでは遅いと考えていますので、それが決まらないうちでも早いうちから、今の状況はこうだとか、お互いにどう考えているかということを目にやろうということで、職員組合ともそういう話を今しているところであります。以上です。

○副 議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

私が正直言って心配していますのは、財源の部分であります。国がここで総務省のほうの調査これらに基づいて、それを各自治体でどういう任用を考えて、どの程度のボリュームで、それにはどのぐらいの財源が要るのか。恐らく国は、3月の議会で条例制定をして、来年度募集するというスケジュールを考えているわけですから、そうなりますと、恐らくこのアンケートなんかをもとに地財計画なんかも出てくるのではないかというふうに変心配しています。

国も何らかの資料がなければ、そこは手がつけれないわけですから。なおかつ、先ほど言ったようなスケジュールでやるわけですので、この7月のアンケートというのは大変重要になってくると思うのですけれども、その辺で、もう既に地方からは、例えば南魚沼市も含め地方からはこの数字でもうアンケートが上がってきているのではないですかと。今さらそれでは足りませんなんて言われても、困りますよということにもなりかねませんので、ここは大変重要だと思っています。

ですから、そういう部分も含めて運用の内容を——今、組合ともというお話をされましたけれども——整理しないと、7月間に合わないのではないかと。それをやっても今、課長からのお話があったように、かなりタイトなスケジュールだろうというふうに思っていますが、その辺についてちょっとお考えをお願いしたいと思います。

○副 議 長 梅沢議員、これは（４）番の質問と捉えて……（「いや、マニュアルの２で結構です」と叫ぶ者あり）２番……（「２の続きですね」と叫ぶ者あり）

市長。

○市 長 １ 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

お話の向きはよくわかります。担当のほうから答えてもらいます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 １ 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

本当にタイトなスケジュールではあります。で、募集等も来年度になるわけですが、実際としますと、今の臨時職員さんの数がそう変わるわけではないと考えております。業務量も、制度は変わりますが、うちの臨時職員さんの総数とか、それが大きく変わるということはないというふうに考えております。以上です。

○副 議 長 ２番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 １ 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

総数は変わらないと、それはもちろん、恐らく今がそんなに臨時さんを取り過ぎているとか、足りないとかということではないですから、それでいいのですけれども。問題は、制度が変わってフルタイムとパートタイムの職員が厳格に出てくると。それは例えば今、ある意味ほとんど全部パートタイムなわけですよ。それを業務ごとにフルタイムが必要な業務なのか、この業務はパートタイムなのか。そこも含めて、組合等も含めて整理をして、それがないと総務省のアンケートも、地財計画にそれが乗っていく資料に恐らくはなりませんから、それが必要だと思うのです。

総数はいいけれども、新しい制度ができて、もう３月には条例も上げなければいけないし、そればかりではなくて、もう７月には総務省にアンケート結果を出さなければいけないわけですよ。そこを、例えば組合とも協議しなければいけないと話をしているということですけども、課長もご認識のように、本当にタイトな中でどうやっていくのか。その部分をお聞きしたいということです。よろしくお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 １ 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

今ほどお答えしたとおり以上のことを言えるのかどうかわかりませんが、担当のほうから再度答えさせます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 １ 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

フルタイムとパートタイム、今ほとんどの方がおっしゃるとおりパートタイムですけども、先ほど総量は変わりませんと言いましたが、大きな業務量に変化がなければ、今と同じ勤務時間というのが基本ではないかなと思います。当然、部署によってフルのほうがいい業務であれば、そうしなければいけませんけれども、そこが総量も変わらないということであれば、総時間もそう変わらないというふうに考えています。以上です。

○副 議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

あまり細かいことを言いたくはないのですが、今の職員がほとんど全部パートタイムであるというのは、それは業務内容や業務量で換算してそうしているわけではないでしょう。これは雇用する側の負担の問題から、あまり言いたくないのですが、今そうしている。確かに今それがどうかと言えば、今の地方公務員法や自治法の中では明確化されていないですから、22条職員ということでやっているのでしょうけれども、今度は会計年度任用職員という制度ができて、これはそういう実態を整備して、本来であればフルタイムでやるべき仕事を、単に市の都合で何分でもないですが短くして、市の負担を減らしているだけなわけですよ。

それを今度は会計年度任用職員制度の創設で整備をしよう。いわゆる官製のワーキングプアとかという問題もありますけれども、そういった部分を国は整備しようということできているわけですから、その担当部署で、今みんなパートで、それが業務量が変わらなければみんなパートでいいという、そういう認識ではもう会計年度任用職員の制度の根本が違ってきますから。これはできれば市長から、導入に向けてあまり細かいことを言っても今そういう状況みたいですので、任用制度の趣旨に沿った内容できちんと整備をしていきたいお考えがあるのかどうなのか。そこをでは市長からちょっとお伺いしたいと思いますが。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

法律に基づいた行政の執行者でありますから、そういう法の趣旨にのっとってきちんとやらなければいけない。やりとりを聞いていて、そういうことからこの制度ができたということはわかっているのですが、それに合うか合わないかということを見定めなければいけません。

ただ、やりとりの中でどちらが先かということを見ても聞いてみると、そのとおりのところもある。国なのか、こっちからのほうですよ、そして国からはそれを見ないとわかりませんよ、実態はつかめません。あるかもしれませんが、それらも含めて、でも財源というのはきちんとあつてしかなるべきだと思いますので、あとは国のほうでそういうことを言いますが、地方の行政が国の法の趣旨を下されても、なかなか実態は合わないということもあるかもしれません。そういうことはいっぱいあるのですが、それらも含めてきちんと見定めていきたいと思っています。慎重にやらせていただきたいと思っています。

○副 議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 会計年度任用職員制度導入に向けた進捗状況等について

わかりました。本当に市長も言われるとおりの、法の建前があっても財政という部分がございますので、これはなかなか、じゃあ、建前で全部やれるのかという部分もあります。なおさら、実は7月の総務省のアンケート調査これがそういう意味からも私は大変気になっていきます。何度も申し上げるように国の財政措置ですね。国会では、必要な行政サービスを提供

しながら安定的な財政運営を行っていけるように、地方が自由に使える一般財源を確保していくのだという国会答弁もございました。ただ、それが現実のものになるかどうかというのはこれからになりますので、そのもとがやはり7月のアンケートだろうと実は思っています。

このアンケートに、今まで全部パートだったからうちはパートでいいよというようなことでアンケートを上げますと、国はそれをもとに今度は基礎資料にするわけですので、そこはぜひ考えて、会計年度任用職員の制度をきちんとしていくと。ただ、アンケートを上げたけれども、例えば最終的に国の財政措置も含めてこうならざるを得なかったというのは、それは先に行つてあろうかと思えます。アンケート対応だけは、アンケートに沿って最終的な決定や条例をやるということではありませんので、国からきちんとした財源措置ももらえるように、ぜひ、その辺は配慮しながら、時間もあまりありませんが、対応のほうをよろしくお願いをしたいというふうに思っています。ちょっともう時間もあれですので、次に移りたいと思います。

2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

大項目の2番でございます。魚沼地域の医療体制の充実に向けた取り組みについてということで、新潟県の地域医療推進機構では、平成27年6月から平成37年3月まで、この10年間について3つのステージを設定し、これまで取り組みを進めてまいりました。平成29年度までの第1ステージでは、医療再編、基盤整備でしたが、病棟の稼働等が計画どおり進んでいません。また、4月からは循環器科の医師不足から、心カテ等の救急外来が実施できない、そういう状況に残念ながらなっています。このような状況に対して、実は3月議会でも質問をさせていただきました。林市長も市民の命や安全安心の生活環境に及ぼす影響の大きさ、これに対し大きな危惧を抱いているとの趣旨の答弁をいただきました。また、地域医療推進機構の理事会においても、その辺、意見反映をしているのだということを、声を荒げながら報告もいただきました。

しかし、その後ちょっと2月の理事会の議事録を私もまた見させていただいたのですが、林市長の発言が議事録に載っていなかったもので、3月議会の答弁とちょっと大きく食い違いがあるように思えたものですから、ぜひ、この辺の経過についてひとつ伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

梅沢議員の2つ目のご質問、魚沼地域の医療体制の充実に向けた取り組みの中で、まず1つ目ですよね。推進機構の2月理事会の議事録と、私の3月定例会において声を荒げながら言った答弁と食い違いがあるということですよ。議事録になかったということですかね。

3月定例会でも多分、こういう話をしたと思います。理事会の中でいろいろな話をしたというふうに言っています。ちょっと詳細を申し上げます。これはあまり食い違ってばかりいて、また次も同じことでは困りますので。

2月9日の地域医療推進機構の臨時理事会は、4件の議題がありました。第1号議案では、

理事の職務権限規程の一部改正、第2号議案、組織規程の一部改正、3号議案、公印規程の一部改正、4号議案、平成29年度第2回臨時評議委員会の招集、これが議題になりました。この中の議事録だけを見ているとないと思います。議事録は、この議案に関する発言のみが記載されているということになっていまして、私が理事会における意見交換の場、要するによくあるその他とかというような部分と考えてもらえばいいと思います。この中で、ここではこのときは魚沼基幹病院の事業計画の変更についてに関する意見交換を理事長から求められ、そして私も発言しましたし、魚沼市長さんもそのとき発言されている記憶があります。地域医療推進機構の事務局が、議事録としては残っておりませんが、録音から起こした私の発言内容から抜粋して、これは全文読むわけにはいきませんが、全文読めというなら読みます。発言した趣旨を簡単に申し上げますと、まず1番目、ちょっと長くて申しわけない。

まず1番目に、私の発言の趣旨です。基幹病院の稼働により救急患者が長岡に行く率が減り改善があった。ただ、未稼働の病棟があることから、市立の医療機関を抱えている南魚沼市としては、職員のモチベーションを維持していくことが大変な状況になっていること。これらを趣旨にしながらいろいろな話をさせてもらいました。

2つ目、南魚沼市民の声として、基幹病院は入院期間が短期であること。短い、すぐ出される。平均10日ですね。こういう問題でありますから、退院後が心配であること。これに絡めていろいろな話をさせてもらいました。

3つ目は、医師の確保については、自分自身も上京の際には派遣のお願いに、要するに上京していろいろなところ、医療機関に派遣願いに回っていること。これらを説明させてもらいました。共感もいただいているところであります。

4番目、看護師確保のため、南魚沼市でも独自の奨学金制度を検討していること。これは既に制定されたもののことを事前に話をしたところです。

5番目、医師が地域に定着してもらうには、こういう頭を下げて医者に来てほしいという話だけでは到底だめですよということで、教育機関等の充実が必要ではないかという私の持論をその場で話させてもらい、そういう考えもあるかということで、皆さんと意見を交換したということであります。これらは録音によって残されておりますので、3月議会で私が言ったことと、答弁の食い違いということについては、こういう以上のことでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上であります。

○副 議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

ありがとうございました。回覧が許されている議事録については、市長がおっしゃったように、その程度しか書いていなかったということで、いろいろな反映をしていただいて安心いたしました。

次に2番のほうにいきたいと思います。3月のときの一般質問でも、その次に3月28日に地域医療機構の理事会がまたあるので、意見反映をぜひお願いしたいというお話をさせてい

いただきました。この3月28日の理事会では、魚沼基幹病院の事業計画の変更も含めた、林市長が地域医療推進機構の理事となつてから最も大事といいますか、ある意味、基幹病院の第1ステージが終わつて、本当に今いろいろな問題ができていますけれども、その見直し計画ということで大事な会議がございました。

今回、これは地元紙ですけれども、知事選においても、揺らぐ地域の医療という大きな見出しで基幹病院の写真が一面に出ていたり、命のとりで、遠いフル稼働、こういうことで、当市だけではなくて、県知事選の大きな課題にまでなっていたわけですけれども、重要議題となつた理事会に、残念ながら市長は欠席をされているようですけれども、どのような理由ですとか、考え方、そういうものから欠席となつてしまったのか。その辺ちょっとお伺いできればと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

一般質問でありまして、どのようなこともお聞きになるのは自由ですけれども、なかなかそういうことがこの場にふさわしいかということも私は思っておりますが、どのような理由、考え方で欠席したのかというご質問であります。これを細かく私は申し上げるつもりはないのですけれども、公務に基づいてこれは欠席という判断をしておりますので、よろしく願います。

そして、大変重要な会議である議題の中身はよくわかります。先ほどの話として、2月9日の臨時議会においても既にこの説明はあって、その上で私の代理が出ておりますので、そういうところをご勘案いただきたいと思います。以上です。

○副 議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

この3月28日の理事会で、基幹病院の平成30年以降の事業計画、これが3月改訂版の事業計画です。これが決定をされました。大変重要な内容だったわけですけれども、今、市長は、「代理」というお話をされましたけれども、地域医療推進機構の理事会は、代理はきかない会議ですよ。今、代理とおっしゃいますけれども、代理がきかない会議です。それでやはり心配なのですね。

この事業計画の中で新たに幾つかの問題が提起されていますけれども、そこへそれだけの市長も問題意識を持ちながら、特に思っていますのは、理事会ですね。メンバーを見ても県の福祉保健部の参与ですとか、基幹病院の院長、新大の医学部の部長、それから医歯学総合病院長、それから県の福祉保健部長、本当にそうそうたるメンバーでございまして、この中に一メンバーとして市長として参画をして意見反映ができる。そういう意味では、大変すばらしい意義のあることだというふうに思っています。

これは、市長が5万8,000市民の負託を受けて市長という立場にある。そのことからできることで、市民の命・安全を守るという意味では、大変重い役割だというふうに思っています。それを、公務ということですから、代理のきかない会議でございまして、副市長は

オブザーバーでは行けても、発言権はないわけですよ。それは議事録を閲覧させてもらいましたから、理事から発言を求められれば発言ができますけれども、それは発言権はないですから、当日も求められるようなこともなかったということだと思います。

実はこの事業計画自体も大変内容が変わっているところもありまして、この事態でいいのかという思いも私はあるのですけれども、その辺、先ほど代理というような話がちょっと出ましたものですから、その辺も含めて、代理のきかない会議に——あとの公務が代理がきかないのかどうか分かりませんが、その辺、やはりもう少し責任の重いものがあるのではないかと思うのですけれども、ちょっとご発言をお願いしたいと思います。

○副 議 長 梅沢議員、1つの会議にそういう公務が重複しているということで、どっちがウエイトとかそういうことは言えないと思いますし、なかなか……（「市長のお考えを聞いているのです。私はどっちが上だなんて言っていないです」と叫ぶ者あり）質問の中で、こういうことがまず一般質問でありますと、では、ほかの議員のほうも、こういう会議には出ていないかどうかというようなことも出てくる可能性もあります。この答弁においては、なので、そういうことも配慮した上で質問していただきたいと思います。

市長。

○市 長 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

おっしゃりたい中身は、なかなか直接は言いにくくて、ちょっと言いづらいのだろうと思います。代理と言ったのは、ちょっと訂正を、ちょっとだけ補足すると、オブザーバーという形ですね。代理というのは認められないです。お話しのとおりです。副市長が行きました。これは、それ以前に2月9日、それ以降にも、例えば私のところにはそれこそ責任の重い立場でありますので、荒川理事長さんや内山病院長さんや、県の皆さんとかとは、その理事会だけでもを決めているわけではないですよ。ここは決定機関ですけども、その前にいろいろなやりとりがある。そして、まさか私が確認もしていないのに理事会で重要事項を決めるなんてことは、例えその日に私が欠席したとしても、そういうような信頼関係ではありません。なので、事前に向こうからお話が来たり、私も病院に伺って話を聞いたりということはあるわけですね。こういうことをぜひ含んでください。

そして、公務についてもものの軽重を考えるのは私の職権でありますので、これがどちらが重要かということは、おっしゃりたいことはわかりますが、なかなか私の口からもこの場では言えません。そしてこの経過、なぜ私がこの日に欠席になったかという経過については、裏づけがありますので、これは担当の私のスケジュールを管理している担当者から、今、答えさせますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

○副 議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

今ほどの地域医療推進機構理事会の開催スケジュールの調整に当たりましては、機構の事務局から依頼がありまして、数日間、この日程の理事会開催候補だということで連絡をいただきます。それについて、市長が出席できるかできないかを事前にお答えします。こちらに

開催が決まりましたといったところが、実は市長は出席できないと回答したところが開催日となったということで、事務局から通知があったものです。それによって、副市長がオブザーバー出席ということになります。以上です。

○副 議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

この欠席は、大変私は残念に思っています。

次に3番をお願いしたいと思います。この理事会の中で、地域医療推進機構の改定計画が示されましたが、この中で平成31年度に基幹病院で新たに稼働させる病棟、これが地域包括ケア病棟とするという方針が実は入っています。これは、これまでの医療再編の医療機関の機能分担によって、地域で1つの病院を目指すという医療再編の大きなコンセプトがあるわけですが、これがこれからどうもちょっと変わっていくような気がするのですが。

このコンセプトについては、地域の病院ですとか、医療機関、医師会、これらと協議をしながら、魚沼地域全体でこれに向かって進んできたかという認識でいるわけですが、ここでこういった方針が基幹病院の理事会で決まっているようですが、この事前協議等についてどういう協議があったのか、開設者として市長はどのような対応をされたのか。その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

それでは、ご質問に答えてまいりたいと思います。3つ目ですけれども、ちょっと登壇させてもらいました。ちょっと長くなります。

新たに稼働させる病床を地域包括ケア病棟とする方針を示したと。どのような協議が関係医療機関にあって、そして開設者としてどのような対応をとったかということではありますが、地域医療推進機構から地域の医療機関へ個別に協議を行っているとは、私は伺っておりませんが、5月15日の全体の説明会という中で、地域の当該する医療機関の皆さんが参加をされ、それぞれ説明等また伺っているところだというふうに聞いております。いずれにしても導入の理由として3つあると思います。

まず1つ目は、周辺病院の周辺病院の病床も満床に近いこと。そして、医療圏域内の病床数が減少していることなどから——誰もわかっていることですが、基幹病院の入院患者の8割から9割、圧倒的な割合で自宅退院、そして再入院となる患者もいるということがあります。

それから2つ目、基幹病院の診療科として圏域内に医療機関がないものや少ない診療科もある。皮膚科とか精神科とかも含まれる。それらの患者さんのように急性期外として取り扱う患者が一定数いるということ。

3つ目、基幹病院を受診する患者は、基本的には急性期としての対応になりますけれども、地域包括ケア病棟を設けることで、周辺病院への転院や在宅復帰までの間、病状に応じた在院日数の管理が可能になるということから、より患者さんに適した治療が行えるという

ことが言われております。

基幹病院には、今後も地域完結型医療の実践や医療従事者にとって、魅力ある地域になるための取り組みの中心となっていただきたいということを考えておりました、その旨でいつもさまざまな対応の判断をしているところであります。患者さん方の利益向上につながるものと考えておりました、病院開設者としての特段の対応はこういうことで行っているというところではございません。

○副 議 長 梅沢議員に申し上げます。質問時間があと 10 分となりましたので、まとめに入らせていただきたいと思っております。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 魚沼地域の医療体制の充実に向けた取組について

わかりました。正直言いまして、15 日の説明会、これは理事会で方針が決まった後の説明会ということで、市立病院群の出席についていろいろ問題もあるかと思うのですが、私の言っているのは、コンセプトがそういう意味では今までと大きく変わってくるということであれば、やはり事前に地域の医療機関と相談をするというのが大原則だろうと。そういった部分をこの 28 日の理事会で市長からもぜひ提言をしていただいて、今後また 3 年後には再度、計画を見直すという内容になっていますので、ぜひお願いできればという強い思いがございます、質問をさせていただきました。

3 市民の生涯スポーツの推進に向けた施設整備の充実について

まだ少しあるのですが、ちょっと時間もございますので、大項目の 3 番をお願いしたいと思います。市民の生涯スポーツの推進に向けた施設整備の充実ということで、当市では健康都市宣言ですとか、スポーツ推進計画これらを策定し、市民が生涯にわたって健康で文化的な生活を送ることができるよう、いろいろの取り組みを行っていただいています。

スポーツ推進計画の基本理念には、スポーツによる健康で豊かな生活の実現、基本方針の 1 番に生涯スポーツの推進を掲げています。運動施設の整備は大原運動公園、ベーマガスタジアム、モンスターパイプやスケートパークなど、近年、整備が順調に進んでいるのだろうというふうに思っています。一方で、高齢者を中心とした運動も近年人気が高まっています、特にグラウンドゴルフの愛好者は、体育施設の利用登録団体においても 9 団体、南魚のグラウンドゴルフ協会の調査では、潜在的な愛好家を含めるとその数は 1,000 人にも迫るのだというようなお話も伺いました。

市では、さくり親水公園内のグラウンドゴルフ場ということで整備をいただいて、市内の一大拠点になっております。市長杯や深谷市との交流会等、そういう意味では、CCRC もそうですけれども、よそからアクティブシニアを呼び込むためには、当市内のアクティブシニアが本当に健康ではつらつとして、そこにまたよそからも大勢来ていただくという部分では、大変魅力的な施設になっているのだろうと思います。

しかし、残念ながら施設の部分で見ますと、若干もう少し手を入れられないかという部分もございます。1 つですが、さくり親水公園の常設トイレが 1 か所なものですから、グラ

ウンドゴルフという奥行きのある長いスポーツの中で、よそからも来ていただいたり、高齢者の方ということになると、特に女性を中心とした方から多くの不満と申しますか、要望が寄せられているという話を聞いています。これらについて、すぐどうこうというわけにはいかならないと思いますが、市の状況を勘案していただいて、新設等検討していくべきではないかと思っております。これについて伺いたい。

それからもう1つ、駐車場スペースこれも……

○副議長 一問一答ですので……（「時間がないものですから、済みません」と叫ぶ者あり）自分の配分だから。

市長。

○市長 3 市民の生涯スポーツの推進に向けた施設整備の充実について

短めにやります。さくり親水公園のトイレのことです。アクティブスポーツのほうだけではなくてお年寄りのスポーツの向上、これは健康寿命の増進ということで、非常にやりたいと思っていることの1つで、ご質問をしてもらってありがとうございます。

さくり親水公園については、私は何回も、現地の視察も含めて、自分でも時間があるとあそこへ行って見て人の話も聞いたり、また、いろいろな大会に行つて挨拶をして元気づけさせていただいたり、そういうことをやってかなり心を砕いている市長だと、私は自負をしております。

これらの中で、1級河川の三国川内の河川公園なのですね。新潟県が設置及び管理者であり、公園であることから市の都市計画課がこれは管理受託を行っています。このグラウンドゴルフ場については、南魚グラウンドゴルフ協会が公園内使用許可を毎年取得して、そして器具の設置等も行ってくれています。

要望のトイレですけれども、よくわかっています。あのコースが長いために一番奥まったところにどうしてもトイレが欲しいということですね。河川区域内の堤防、そして川側の位置に常設の建物を設置するということは、河川法によってこれは認められないのですね、川の中には。現在の常設トイレについても、河川区域外に設置されているのはおわかりだと思います。新設に当たっては、用地の取得、そして上下水道管の布設がどうしても必要です。これがなかなかそう簡単ではないという理由です。

そして、グラウンドゴルフ協会の皆さんには、必要に応じて参加者からの協力をいただきながら、仮設トイレによる対応をお願いして、仮設トイレであれば、河川の中でもいいですよという県からのこともいただきながら伝えてあります。個々の方はいろいろなことを言うと思いますが、協会役員の皆さんは我々の意向をよくわかってくれています。今後はなるべくそういう前向きにやっつていこうということですが、現状はこうですということは皆さん把握されておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○副議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 市民の生涯スポーツの推進に向けた施設整備の充実について

市長からも現状をよく理解をいただいているということでございまして、当面、仮設とい

う部分も含めて対応を進めていただく。負担の関係もございませけれども進めていただくと。ただ、やはり将来的には常設トイレの設置に向けて、これは財政的な部分も用地的な部分もあるのですけれども、ぜひ前向きなご検討をお願いしたい。特にこれからはアクティブシニアの皆さん、ここがはつらつと生活ができると。地元の皆さんがそうならないと、CCRCでよそから来るかという話にもなりますので、ぜひ——私もじきそうなるのですが、私になるころにはトイレも整備をしていただくというようなことで、前向きな対応をお願いできればというふうに思います。

次に2番でございます。これ実は駐車場の問題ですけれども、今、三国川の堤防上にこれは許可をいただきながら砂利を敷いて駐車スペース等も利用者のほうで確保しているようですけれども、今ほどのトレイと同様でございます、多くの方が大会等、交流会等、市長杯もそうですけれどもおいでになる。そうするとなかなか駐車スペースが手狭な状況があります。これは砂利敷き等で許可が今取れているというような状況もありますので、事故等もちょっと心配ですので、ぜひこの辺も含めてトイレ同様ちょっと検討すべきではないかと思っています。市長のお考えを伺いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市民の生涯スポーツの推進に向けた施設整備の充実について

駐車場はですね、私もよく場所もわかります。ここを拡幅したいというところも見てきています。当初は15台だった公園入り口のところからどんどん増やして、下流側には簡易舗装を行って、今55台の駐車場ができ、今度はその上の堤防上に砂利を皆さんから敷いていただいて、市も関与しながら広げた。さらにそれをつくりたいという要望箇所がある。わかっておりますので、これは何とか皆さんのほうで対応して頑張ってください、我々も県との交渉とかさまざまなことでは一緒に頑張ってもらいますという話をしました。

最後1点、先ほどのちょっとトイレに戻って申しわけないのですが、私言い忘れたので言わせてください。実はことし、仮設トイレに5万円——6万円かの予算計上をしたのです。ただ、今回はあれ隔年なんです。深谷さんとうちと大会が行ったり来たりするのです。ことしては、向こうで埼玉でやるので必要ありませんと言われていています。そして、現場を見ておられると思いますけれども、河川の上だとあそこは距離があって女性は大変なんです。本当は仮設で、私が見たところ、常設よりも仮設で河川内のほうにくみ取りができる位置関係はありますけれども、そこに常設というか仮設を、やる時期につくったほうがよりいいのではないかと、私は自分の目で見て感じておりますので、それも含めて、皆さんとまたいろいろな意見があったら教えてください。よろしく申し上げます。

○副 議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 市民の生涯スポーツの推進に向けた施設整備の充実について

ありがとうございました。いろいろな知恵を出し合いながら、利用している高齢者の方々が快適に使えるような環境が実現できれば一番いいというふうに思っていますので、ぜひまた、こちらもいろいろ検討しますが、市長も前向きによろしくお願いいたします。

終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

○副 議 長 次の本会議は、あさって6月15日、午前9時半、当議事堂で開きます。大
変ご苦労さまでした。

〔午後4時07分〕